第２章　対象事業を予定している区域及びその周囲の概況

本事業の事業計画地は、第１章の図 1.2.2 に示したとおりであり、大阪市此花区にある大阪湾岸エリアの中心にある大阪港に埋め立てられた人工島（夢洲（一部埋立中））である。事業計画地がある夢洲は、東側がコンテナ物流拠点、西側は廃棄物埋立処理場となっており、西側の一部は大規模太陽光発電施設が設置されている。なお、夢洲には住居、病院、学校等の保全施設は存在しない。

事業計画地及びその周辺の状況は、「2.1 社会経済の概況」、「2.2 生活環境の概況」、「2.3 自然環境の概況」、「2.4 社会的文化的環境の概況」にそれぞれ示すとおりである。

2.1　社会経済の概況

2.1.1　人　口

此花区、港区、住之江区及び大阪市の人口、人口密度及び世帯数の推移は、表2.1.1に示すとおりである。令和４年10月１日現在の事業計画地のある此花区の人口は64,687人、人口密度は3,352人/km^2、世帯数は32,699世帯であり、大阪市の人口は2,756,807人、人口密度は12,235人/km^2、世帯数は1,506,249世帯となっている。

令和２年 10 月 1 日現在の流動人口及び昼夜間人口は、表 2.1.2 に示すとおりである。此花区、港区、住之江区、大阪市とも流入人口が流出人口を上回っており、昼夜間人口比率は、此花区で 132.6、大阪市で 132.5 となっている。

表 2.1.1　人口、人口密度及び世帯数の推移

（各年 10 月 1 日現在）

年　次	項　目	此花区	港　区	住之江区	大阪市
平成30年	人　口（人）	66,143	81,345	121,671	2,725,855
令和元年		65,532	81,115	120,994	2,741,336
令和２年		65,251	80,948	120,072	2,752,412
令和３年		64,764	79,978	118,732	2,750,835
令和４年		64,687	79,469	117,595	2,756,807
平成30年	人口密度（人/k ㎡）	3,424	10,315	5,889	12,098
令和元年		3,388	10,274	5,828	12,161
令和２年		3,365	10,242	5,781	12,209
令和３年		3,356	10,175	5,741	12,208
令和４年		3,352	10,111	5,686	12,235
平成30年	世帯数（世帯）	31,815	41,538	58,818	1,419,499
令和元年		31,918	42,122	59,424	1,446,298
令和２年		32,318	42,612	59,913	1,469,718
令和３年		32,302	42,525	59,903	1,483,413
令和４年		32,699	42,888	60,105	1,506,249

出典：「平成30年度大阪府統計年鑑」（大阪府、平成31年３月）
「令和元年度大阪府統計年鑑」（大阪府、令和２年３月）
「令和２年度大阪府統計年鑑」（大阪府、令和３年３月）
「令和３年度大阪府統計年鑑」（大阪府、令和４年３月）
「令和４年度大阪府統計年鑑」（大阪府、令和５年３月）

表 2.1.2　流動人口及び昼夜間人口

（令和２年 10 月 1 日現在）

地　区	夜間人口（人）	流入人口（人）	流出人口（人）	昼間人口（人）	昼夜間人口比率（夜間人口＝100）
此花区	65,251	42,743	21,476	86,518	132.6
港　区	80,948	30,619	28,272	83,295	102.9
住之江区	120,072	59,513	35,052	144,533	120.4
大阪市	2,752,412	1,230,285	336,776	3,645,921	132.5

出典：「令和４年度大阪府統計年鑑」（大阪府、令和５年３月）

2.1.2 産　業

平成 28 年６月１日現在の此花区、港区、住之江区及び大阪市における産業分類別事業所数及び従業者数は、表 2.1.3 に示すとおりである。此花区では、運輸業，郵便業、製造業の従業者数が多い。

表 2.1.3　産業分類別事業所数及び従業者数

（平成 28 年６月１日現在）

産業分類	項　目	此花区	港　区	住之江区	大阪市
全産業	事業所数(事業所)	2,650	3,982	5,187	179,252
	従業者数(人)	44,548	39,787	68,005	2,209,412
農業，林業	事業所数(事業所)	1	－	3	50
	従業者数(人)	111	－	15	447
漁業	事業所数(事業所)	－	－	－	95[1)]
	従業者数(人)	－	－	－	49[1)]
鉱業，採石業，砂利採取業	事業所数(事業所)	2	－	－	5
	従業者数(人)	23	－	－	32
建設業	事業所数(事業所)	243	333	329	8,829
	従業者数(人)	2,401	3,405	2,882	115,531
製造業	事業所数(事業所)	249	523	437	16,574
	従業者数(人)	8,810	3,572	8,777	199,334
電気･ガス･熱供給･水道業	事業所数(事業所)	7	1	7	78
	従業者数(人)	49	1	357	8,458
情報通信業	事業所数(事業所)	22	18	34	4,688
	従業者数(人)	795	1,257	996	126,711
運輸業，郵便業	事業所数(事業所)	234	338	617	4,151
	従業者数(人)	9,083	7,633	14,229	104,350
卸売業，小売業	事業所数(事業所)	585	994	1,368	49,355
	従業者数(人)	5,266	7,431	15,302	545,635
金融業，保険業	事業所数(事業所)	12	30	44	2,973
	従業者数(人)	115	449	739	85,924
不動産業，物品賃貸業	事業所数(事業所)	188	269	347	15,228
	従業者数(人)	790	1,174	1,324	84,888
学術研究， 専門・技術サービス業	事業所数(事業所)	58	84	114	12,103
	従業者数(人)	2,539	900	826	101,106
宿泊業，飲食サービス業	事業所数(事業所)	413	544	664	26,607
	従業者数(人)	3,213	2,875	4,733	217,507
生活関連サービス業， 娯楽業	事業所数(事業所)	180	259	335	11,163
	従業者数(人)	5,153	1,227	3,548	78,985
教育，学習支援業	事業所数(事業所)	61	51	94	3,705
	従業者数(人)	292	583	1,446	47,107
医療，福祉	事業所数(事業所)	216	324	434	12,805
	従業者数(人)	3,149	5,161	6,917	201,828
複合サービス事業	事業所数(事業所)	11	10	19	438
	従業者数(人)	183	226	384	7,564
サービス業 （他に分類されないもの）	事業所数(事業所)	168	204	341	10,499
	従業者数(人)	2,576	3,893	5,530	284,000

（注）　漁業については、「2018 年漁業センサス総括編　第３巻 海面漁業に関する統計（市区町村編）」（農林水産省、2018 年）を出典とした。事業所数（事業所）は漁業経営体及び個人経営体の総数、従業者数は漁業就業者数とした。

出典：「令和４年度大阪府統計年鑑」（大阪府、令和５年３月）

(1) 工　業

令和２年６月１日現在の此花区、港区、住之江区及び大阪市における工業（製造業）の概要は、表 2.1.4 に示すとおりである。大阪市全体に対して此花区は、事業所数で 2.2%、従業者数で 7.3%、製造品出荷額等で 13.2%を占めている。

表 2.1.4　工業の概要

（令和２年６月１日現在）

地　区	事業所数（事業所）		従業者数（人）		製造品出荷額等 [2)]（万円）	
此花区	105	(2.2%)	8,224	(7.3%)	47,196,789	(13.2%)
港　区	117	(2.4%)	1,842	(1.6%)	8,373,350	(2.3%)
住之江区	188	(3.9%)	6,978	(6.2%)	30,001,949	(8.4%)
大阪市	4,879	(100.0%)	112,970	(100.0%)	357,471,261	(100.0%)

（注）１．カッコ内の値は、大阪市全体に対する割合。
２．製造品出荷額等は、製造品出荷額、加工賃収入額、修理料収入額、その他の収入額の合計。
３．事業所数及び従業者数は令和２年６月１日現在。製造品出荷額等は令和元年度の数値。
出典：「大阪市統計書（令和３年版）」（大阪市、令和５年３月）

(2) 商　業

平成 28 年６月１日現在の此花区、港区、住之江区及び大阪市における商業（卸売業・小売業）の概要は、表 2.1.5 に示すとおりである。大阪市全体に対して此花区は、事業所数で 1.2%、従業者数で 0.9%、年間商品販売額で 0.8%を占めている。

表 2.1.5　商業の概要

（平成 28 年６月１日現在）

地　区	事業所数（事業所）		従業者数（人）		年間商品販売額 [2)]（百万円）	
此花区	436	(1.2%)	3,834	(0.9%)	338,836	(0.8%)
港　区	759	(2.1%)	5,399	(1.3%)	261,053	(0.6%)
住之江区	986	(2.7%)	10,370	(2.6%)	765,507	(1.8%)
大阪市	36,335	(100.0%)	404,846	(100.0%)	41,563,672	(100.0%)

（注）１．カッコ内の値は大阪市全体に対する割合。
２．年間商品販売額は、平成 27 年１月１日から 12 月 31 日までの１年間の当該事業所における有体商品の販売額。
出典：「大阪市統計書（令和３年版）」（大阪市、令和５年３月）

(3) 用水量

令和３年度末現在の大阪市における上水道有収水量及び栓数は、表 2.1.6 に示すとおりである。大阪市の有収総水量は 356,440 千m^3であり、事業用水量は有収総水量の 26.9%、生活用水量は有収総水量の 73.1%を占めている。また、大阪市の総栓数は 1,184,881 件であり、事業用栓数は総栓数の 9.4%、生活用栓数は総栓数の 90.6%を占めている。

表 2.1.6　用途別上水道有収水量及び栓数（大阪市）

（令和３年度末現在）

項　目	総　数		事業用		生活用	
有収水量（千m^3）	356,440	(100.0%)	95,821	(26.9%)	260,619	(73.1%)
栓　数（件）	1,184,881	(100.0%)	111,609	(9.4%)	1,073,272	(90.6%)

（注）カッコ内の値は大阪市全体に対する割合
出典：「令和４年度大阪府統計年鑑」（大阪府、令和５年３月）

2.1.3 交　通

(1) 道　路

事業計画地周辺の自動車類交通量（平成 27 年度 道路交通センサス）は表 2.1.7(1)に、主要道路は図 2.1.1 に示すとおりである。

表 2.1.7(1)　事業計画地周辺の自動車類交通量

No.	路 線 名	観測地点名	自動車類 12 時間交通量(台)			自動車類 24 時間交通量(台)	大型車混入率(%)
			小型車	大型車	合　計		
①	高速大阪東大阪線	大阪市港区海岸通３丁目	25,625	9,867	35,492	47,183	27.8
②	高速大阪東大阪線	大阪市港区弁天２丁目	35,540	18,242	53,782	73,235	33.9
③	高速湾岸線	大阪市此花区常吉１丁目	30,590	21,116	51,706	68,520	40.8
④	高速湾岸線	大阪市此花区桜島１丁目	37,327	24,306	61,633	82,737	39.4
⑤	高速湾岸線	大阪市港区港晴２丁目	23,974	15,555	39,529	52,298	39.4
⑥	高速湾岸線	大阪市住之江区南港東8丁目	42,648	23,178	65,826	88,334	35.2
⑦	高速湾岸線	大阪市住之江区南港東2丁目	39,156	17,137	56,293	75,517	30.4
⑧	高速道路淀川左岸線	大阪市此花区北港１丁目	9,059	5,547	14,606	19,749	38.0
⑨	高速道路淀川左岸線	大阪市此花区島屋５丁目	3,412	1,722	5,134	6,383	33.5
⑩	一般国道 172 号	大阪市港区港晴４丁目	9,627	2,934	12,561	16,832	23.4
⑪	大阪港八尾線	―	4,505	3,209	7,714	10,028	41.6
⑫	福島桜島線	大阪市此花区島屋1丁目	9,935	6,518	16,453	22,376	39.6
⑬	正連寺川北岸線	―	397	17	414	518	4.0

（注）１．表中「No.」は、図 2.1.1 と対応している。
２．12 時間交通量は、午前７時から午後７時までの観測結果である。
３．大型車混入率(%)は、12 時間交通量の結果をもとに算出している。
４．No.⑪とNo.⑬については推定値。

出典：「平成 27 年度 全国道路･街路交通情勢調査（道路交通センサス）」（大阪府、平成 29 年６月）

また、平成 28 年に大阪市港湾局(現･大阪港湾局)が調査した周辺の自動車類交通量は表 2.1.7(2)に示すとおりである。

表 2.1.7(2)　事業計画地周辺の自動車類交通量

No.	交通量観測地点地名	自動車類 12 時間交通量(台)			大型車混入率(%)
		小型車	大型車	合　計	
A	夢咲トンネル	5,107	9,647	14,754	65.4
B	ATC 北	12,838	12,204	25,042	48.7
C	南港大橋北詰	16,817	15,401	32,218	47.8
D	咲洲トンネル	10,535	5,051	15,586	32.4
E	常吉大橋	3,086	2,664	5,750	46.3
F	此花大橋	7,242	9,905	17,147	57.8
G	舞洲東	4,270	5,736	10,006	57.3
H	夢洲北	4,438	8,026	12,464	64.4
I	夢洲南	4,487	10,183	14,670	69.4

（注）１．表中「No.」は、図 2.1.1 と対応している。
２．12 時間交通量は、午前７時から午後７時までの観測結果である。
３．大型車混入率(%)は、12 時間交通量の結果をもとに算出している。

出典：大阪港湾局資料より作成

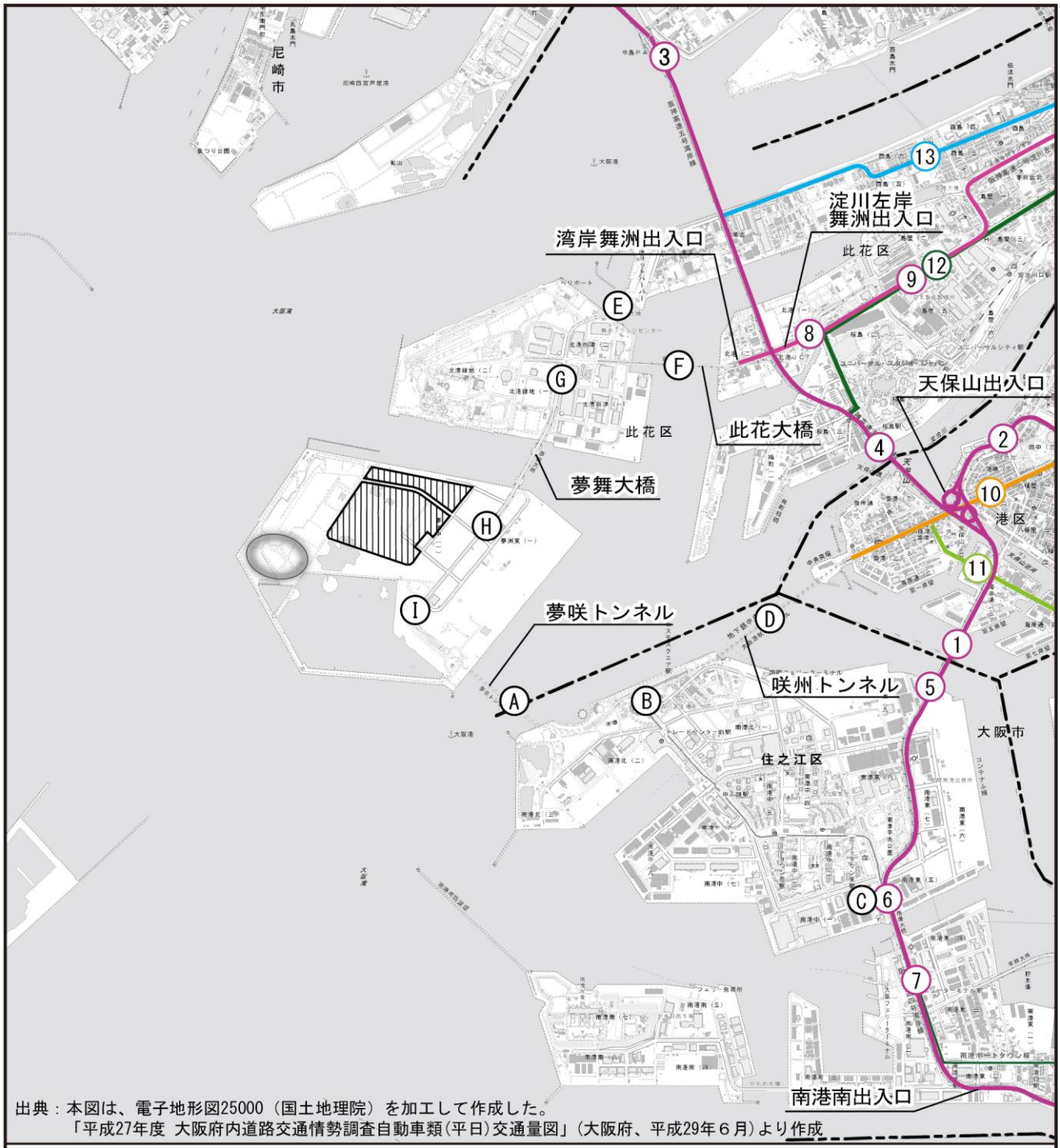

図 2.1.1　事業計画地周辺の主要道路

(2) 鉄　道

事業計画地周辺の鉄道各駅における乗車及び降車人員は表 2.1.8 に、事業計画地周辺の鉄道路線は、図 2.1.2 に示すとおりである。

表 2.1.8　事業計画地周辺の鉄道各駅における乗車及び降車人員

路　線	駅　名	乗車人員（人/日）			降車人員（人/日）			乗降人員（人/日）		
		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
JR 桜島線(ゆめ咲線)[1]	安治川口	13,107	11,682	11,681	—	—	—	—	—	—
	ユニバーサルシティ	29,996	13,179	17,032	—	—	—	—	—	—
	桜　島	13,894	9,809	10,583	—	—	—	—	—	—
Osaka Metro 中央線[2]	大阪港	10,975	7,256	7,197	10,985	7,206	7,196	21,960	14,462	14,393
	コスモスクエア[3]	13,565	10,515	11,161	13,085	10,096	10,699	26,650	20,611	21,860
Osaka Metro 南港ポートタウン線[2]	トレードセンター前	6,238	5,893	5,478	6,830	6,462	6,118	13,068	12,355	11,596
	中ふ頭	3,182	2,397	2,804	3,227	2,413	2,836	6,409	4,810	5,640
	ポートタウン西	4,444	4,163	4,298	4,470	4,111	4,300	8,914	8,274	8,598
	ポートタウン東	6,844	6,398	6,314	6,812	6,396	6,347	13,656	12,794	12,661
	フェリーターミナル	1,918	1,523	1,848	1,931	1,665	1,886	3,849	3,188	3,734
	南港東	1,994	1,800	1,840	2,032	1,835	1,906	4,026	3,635	3,746
	南港口	2,388	2,124	2,025	2,402	2,114	2,015	4,790	4,238	4,040

（注）１．令和元年度、令和２年度及び令和３年度の１日平均の乗車人員である。
２．令和元年、令和２年及び令和３年の交通量調査による１日の乗降人員である。
３．コスモスクエア駅の乗降人員は、Osaka Metro 南港ポートタウン線の利用者を含む。

出典：「令和２年度大阪府統計年鑑」（大阪府、令和３年３月）より作成
「令和３年度大阪府統計年鑑」（大阪府、令和４年３月）より作成
「令和４年度大阪府統計年鑑」（大阪府、令和５年３月）より作成

図 2.1.2　事業計画地周辺の鉄道路線

(3) 海上交通

大阪港の入港船舶隻数及び総トン数の推移は、図 2.1.3 に示すとおりである。

令和３年における大阪港の入港船舶隻数（外航船舶、内航船舶）は 22,081 隻、総トン数は約１億１百万トンとなっている。

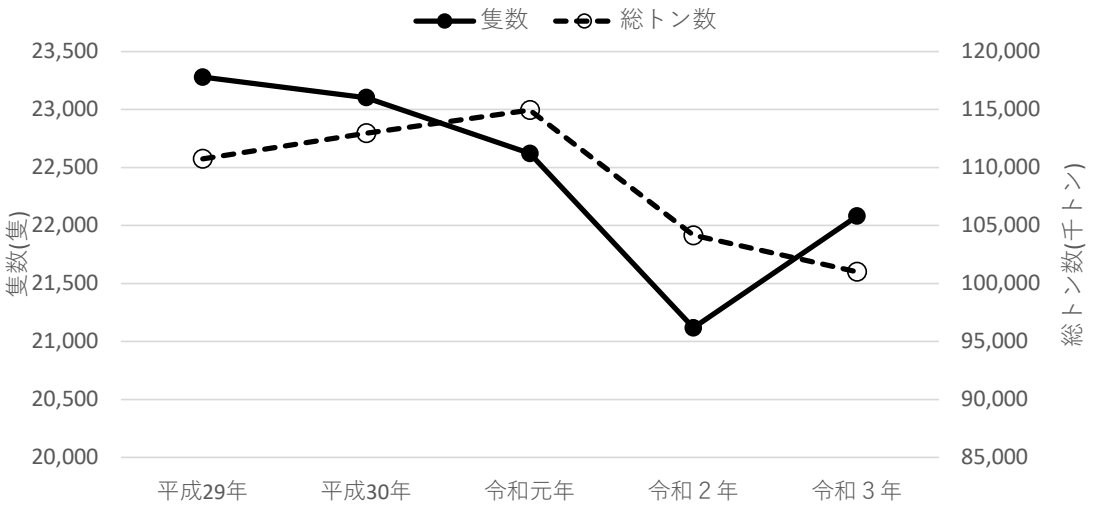

出典：「港湾統計（年報） 入港船舶年次表」（大阪港湾局、令和５年１月）より作成

図 2.1.3 入港船舶隻数及び総トン数の推移（大阪港）

大阪港における船舶乗降人員の推移は、表 2.1.9 に示すとおりであり、外国及び内国航路（フェリー含む）を合計した船舶乗降人員は、令和元年が約 136.4 万人、令和２年が約 52.1 万人、令和３年が約 51.6 万人となっている。船舶乗降人員は、令和元年まで増加傾向にあったが、新型コロナウイルス（ＣＯＶＩＤ-19）感染症拡大の影響を受けて、令和２年及び令和３年では令和元年の 40%程度まで減少している。

表 2.1.9 大阪港における船舶乗降人員の推移

（単位：人）

区 分	年 次	外国航路	内国航路	航路計	外国フェリー	内国フェリー	フェリー計
乗船人員	平成29年	95,414	500,789	596,203	34,555	495,647	530,202
	平成30年	106,047	499,296	605,343	28,516	496,611	525,127
	令和元年	128,950	533,199	662,149	20,498	524,414	544,912
	令和２年	4,446	237,896	242,342	1,582	237,620	239,202
	令和３年	－	241,717	241,717	－	241,691	241,691
降船人員	平成29年	96,431	533,185	629,616	35,171	527,776	562,947
	平成30年	106,477	526,466	632,943	28,769	524,373	553,142
	令和元年	127,204	574,166	701,370	19,709	565,112	584,821
	令和２年	4,588	274,474	279,062	1,722	274,227	275,949
	令和３年	－	274,778	274,778	－	274,752	274,752
船舶乗降人員	平成29年	191,845	1,033,974	1,225,819	69,726	1,023,423	1,093,149
	平成30年	212,524	1,025,762	1,238,286	57,285	1,020,984	1,078,269
	令和元年	256,154	1,107,365	1,363,519	40,207	1,089,526	1,129,733
	令和２年	9,034	512,370	521,404	3,304	511,847	515,151
	令和３年	－	516,495	516,495	－	516,443	516,443

出典：「港湾統計（年報） 入港船舶 船舶乗降人員月表」（大阪港湾局、令和５年１月）

大阪港における定期船航路の就航状況は表 2.1.10 に、ふ頭位置は図 2.1.4 に示すとおりである。

外航では、大阪港国際フェリーターミナルから上海、釜山を結ぶ大型フェリーやクルーズ船が週５便就航している。

内航では、大阪南港フェリーターミナル及びさんふらわあターミナルから西日本各地を結ぶ大型フェリーや客船が１日５便、天保山客船ターミナルからは大阪港を周遊するクルーズ船が就航している。

表 2.1.10　定期船航路の就航状況

ふ頭名	航　路	就航船 (総トン数)	便　数
大阪港国際フェリーターミナル	上　海	14,410	1 便/週
		14,543	1 便/週
	釜　山	21,535	3 便/週
大阪南港フェリーターミナル	新門司	15,025	2 便/日
		14,920	
	東　予	14,759	1 便/日
さんふらわあターミナル	別　府	17,114	1 便/日
	志布志	13,659	1 便/日
天保山客船ターミナル	大阪港周遊 （天保山発着大阪港内周遊）	566	4～9 便/日
	大阪港周遊 （大阪ミナトめぐり）	－	当分の間、20 名以上の団体貸切のみ
	大阪港周遊 (ユニバーサルシティーポート)	60	16～22 便/日

出典：日中国際フェリー株式会社ホームページ「船内案内」「旅客スケジュール」より作成（令和５年５月閲覧）
パンスタークルーズホームページ「パンスタードリームのデータ」「運航スケジュール」より作成（令和５年５月閲覧）
名門大洋フェリーホームページ「船舶紹介」「航路・ダイヤ・運航スケジュール」より作成（令和５年５月閲覧）
四国開発フェリー株式会社ホームページ「船舶概要」「航路・時刻表」より作成（令和５年５月閲覧）
フェリーさんふらわあホームページ「航路・時刻表/船舶紹介」より作成（令和５年５月閲覧）
大阪水上バスホームページ「船の紹介」「サンタマリアの運航日・運航時刻(2023年７月～2024年１月)」より作成（令和５年５月閲覧）
公益社団法人　大阪港振興協会ホームページ「周遊船情報」より作成（令和５年５月閲覧）
シャトルクルーザーキャプテンラインホームページ「船の紹介」「運航ダイヤ」より作成（令和５年５月閲覧）

図 2.1.4　定期航路ふ頭位置

2.1.4　土地利用

(1)　用途地域

事業計画地及びその周辺の用途地域の指定状況は、図 2.1.5 に示すとおりである。事業計画地は、商業地域に指定されている。

(2)　土地利用の状況

事業計画地及びその周辺の土地利用の状況は、図 2.1.6 に示すとおりである。事業計画地は、「建物のない土地」となっており、夢洲には「運輸通信施設」が立地している他、「販売商業施設」が僅かに立地している。

また、令和３年１月１日現在の此花区及び大阪市における地目別（有租地）面積の構成比は、図 2.1.7 に示すとおりである。

事業計画地の位置する此花区では、工業地区が 56.3%、住宅地区が 27.5%、商業地区が 9.8%、雑種地[注)]が 6.4%の構成となっている。

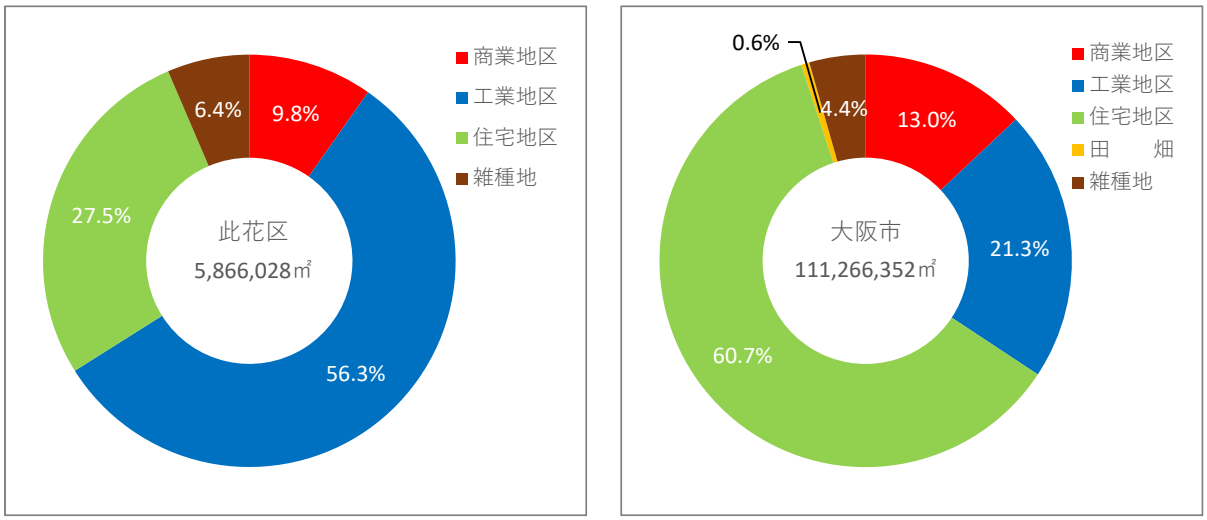

（注）　雑種地は、法務省令で定められた他の 22 種類の用途（田、畑、宅地、学校用地、鉄道用地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野、墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園）のいずれにも該当しない土地。

出典：「大阪市統計書（令和３年版）」（大阪市、令和５年３月）より作成

図 2.1.7　地目別（有租地）面積の構成比

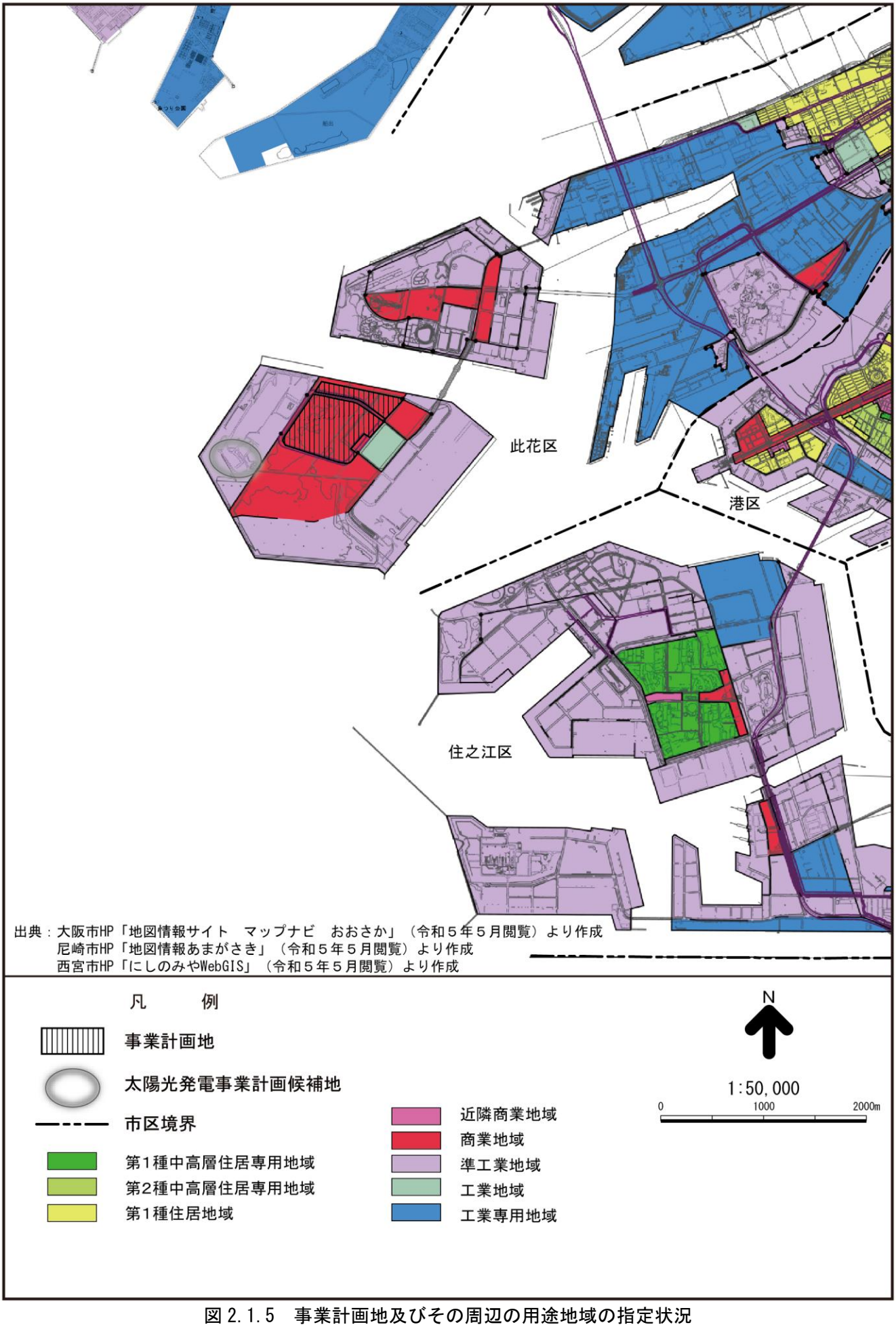

図 2.1.5　事業計画地及びその周辺の用途地域の指定状況

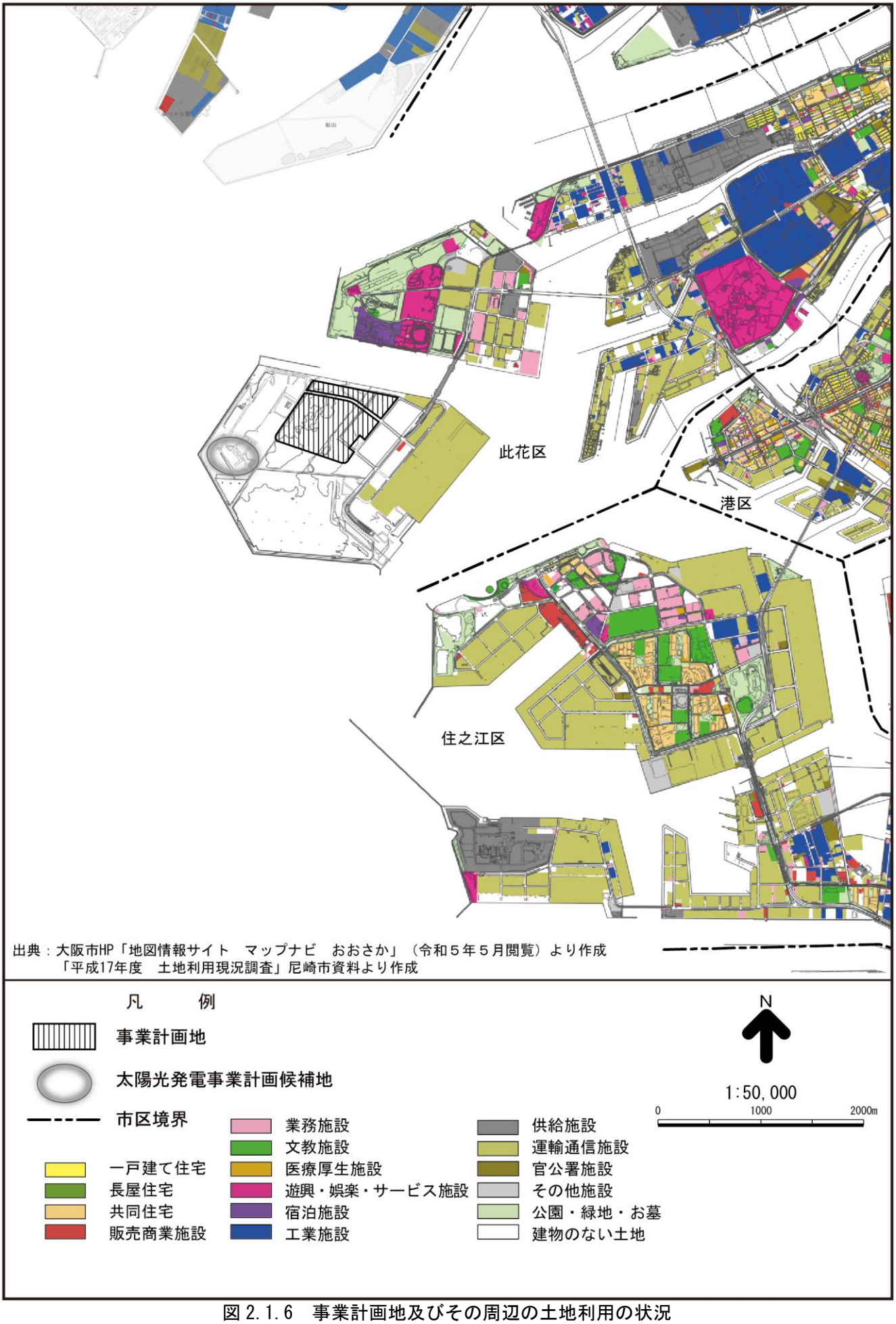

図 2.1.6　事業計画地及びその周辺の土地利用の状況

(3) 事業計画地周辺の学校、病院等の施設

事業計画地周辺の学校、病院等の施設は、図 2.1.8 に示すとおりである。事業計画地である夢洲には学校、病院等は立地していない。

図 2.1.8　事業計画地周辺の学校、病院の位置

2.1.5　水　域

(1)　水域の利用状況

事業計画地周辺の海域は、図 2.1.9 に示すとおり大阪港港湾区域である。大阪港港湾区域内には漁港法（昭和２５年法律第３７号）に基づく漁港区域はなく、漁業権は設定されていない。

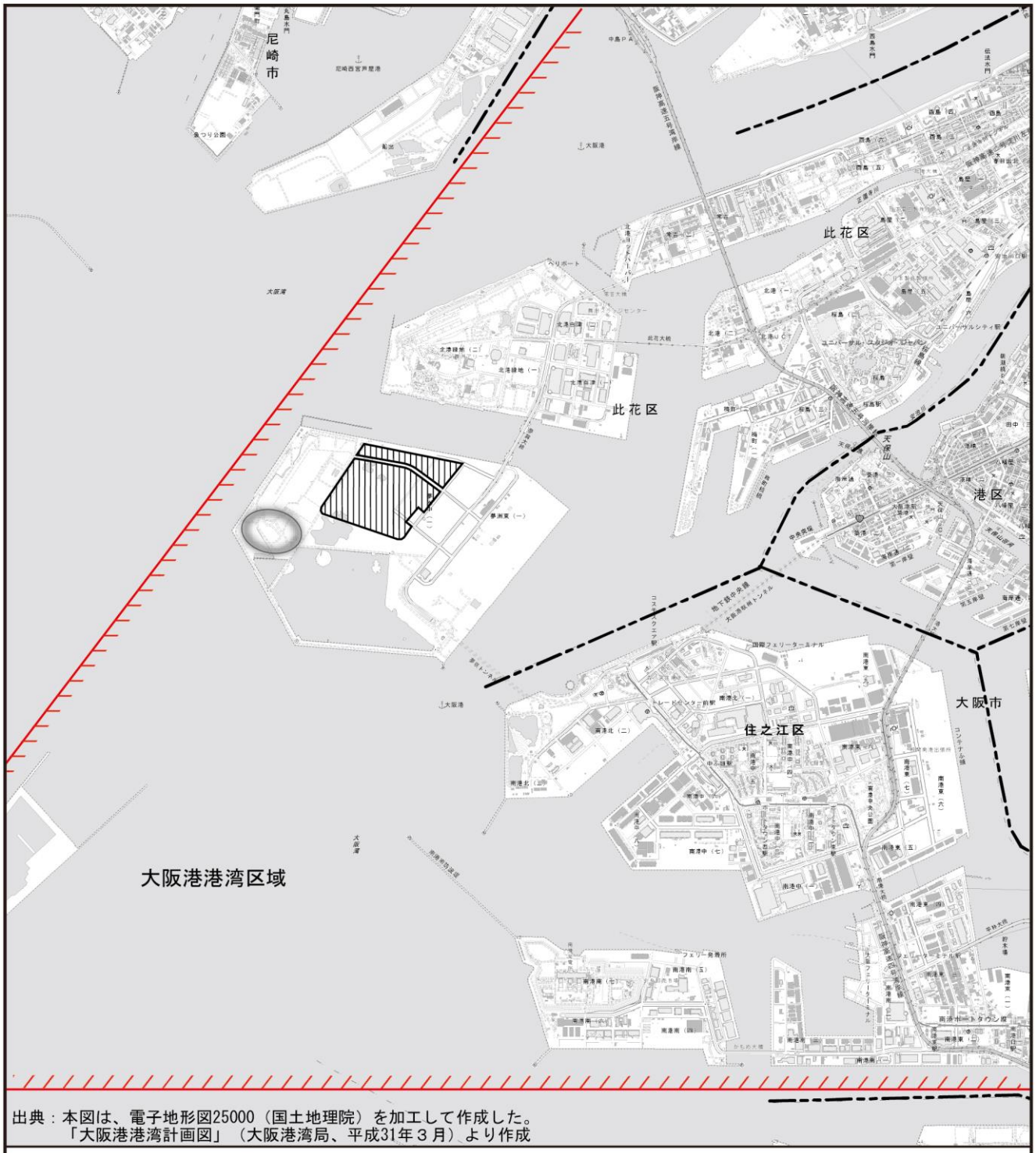

図 2.1.9　大阪港港湾区域

(2) 上水道、下水道

(a) 上水道

大阪市における上水道の総合取水量及び給水量等の推移は表 2.1.11 に、浄水場別の給水区域は図 2.1.10 に示すとおりである。令和２年度における大阪市の総取水量は約４億２千万m^3、給水量は約４億m^3、給水人口は約 275 万人、給水世帯数は約 166 万戸となっている。５年間の推移をみると、給水人口及び給水世帯数は漸増傾向にあるが、総取水量及び給水量ともに横ばい傾向にある。事業計画地が位置する夢洲については、今後大阪市が上水道の整備を計画している。

表 2.1.11 総合取水量及び給水量等の推移

年度	取水量（総数）（m^3）	給水量（m^3）	有効率（%）	１日一人あたり平均給水量（L）	給水人口（人）	給水世帯数（戸）	給水契約数			
							総　数	一般用	業務用	湯屋用
H28	427,260,900	403,349,000	95.1	408.6	2,704,557	1,576,080	1,076,585	1,076,028	282	275
H29	432,621,600	405,103,000	94.6	408.5	2,716,989	1,596,512	1,100,143	1,099,619	267	257
H30	431,831,800	405,775,100	93.9	407.4	2,728,981	1,616,837	1,123,142	1,122,713	191	238
R1	432,990,700	405,990,500	94.4	404.0	2,746,983	1,635,726	1,144,871	1,144,474	171	226
R2	417,540,500	397,962,300	93.6	396.0	2,753,819	1,657,581	1,166,302	1,165,937	159	206

出典：「大阪市統計書（令和３年版）」（大阪市、令和５年３月）

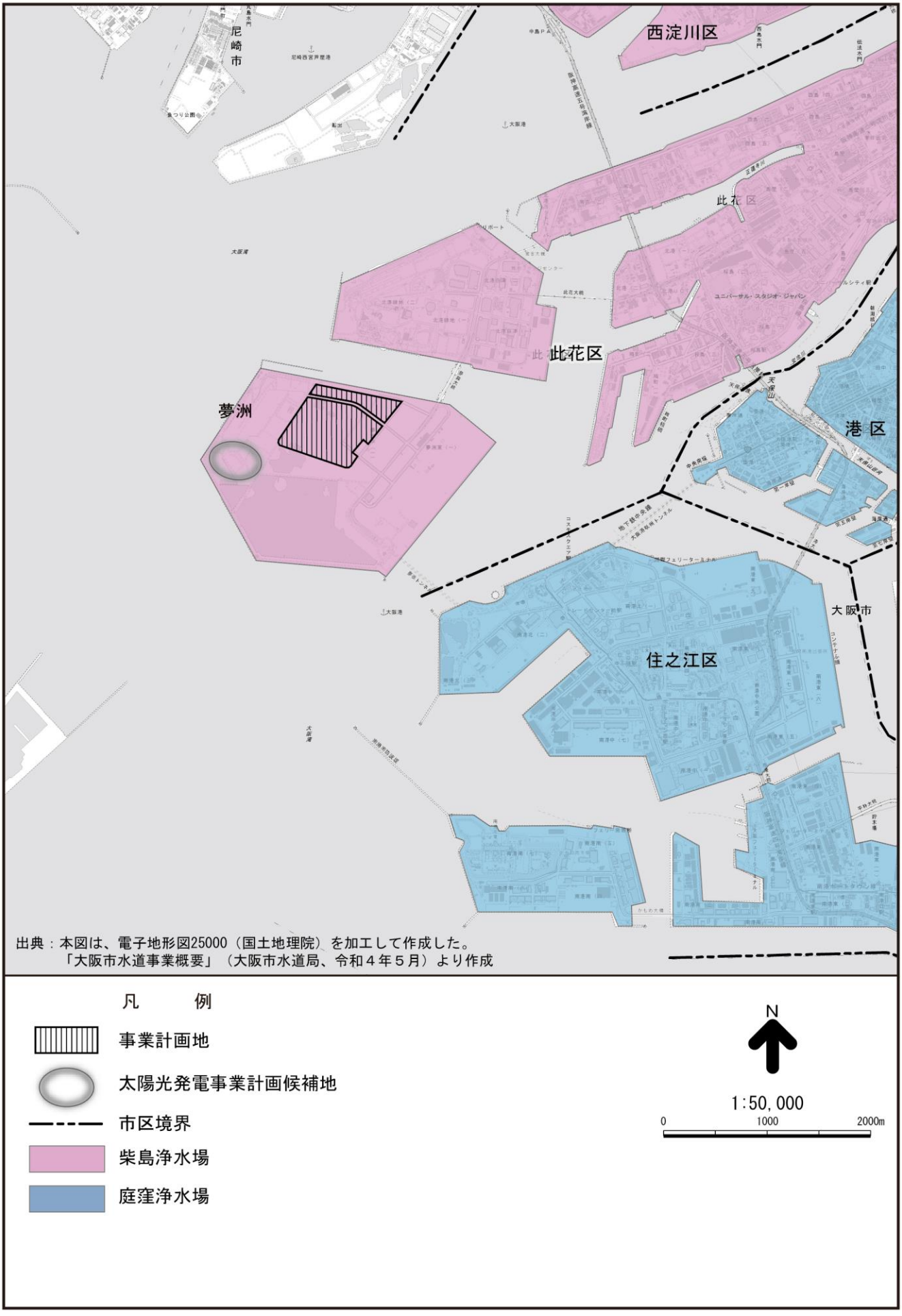

図 2.1.10　浄水場別給水区域図

(b) 下水道

大阪市の令和３年度末の下水道の普及状況は表 2.1.12 に、事業計画地及びその周辺の下水処理場別の処理区域は図 2.1.11 に示すとおりである。

大阪市では、早くから下水道の整備に努めてきた結果、処理区域面積普及率は 97.7%、処理人口普及率は 99.9%となっている。事業計画地は、令和元年度第２回大阪市都市計画審議会において、此花下水処理場の排水区域に編入された。

表 2.1.12　下水道の普及状況（令和３年度末）

区　域	処理面積 (ha)	陸地面積 (km^2)	処理区域面積普及率 1) (%)	処理人口普及率 2) (%)	下水管渠延長 (km)	処理場数	処理能力 (m^3/日)
此花処理区域	1,387	－	－	－	－	1	168,000
市岡処理区域	821	－	－	－	－	1	120,000
住之江処理区域	3,231	－	－	－	－	1	220,000
大阪市全域	19,074	195.30	97.7	99.9	4,971	12	2,844,000

（注）１．処理区域面積普及率＝処理面積/市陸地面積
　　２．処理人口普及率＝処置人口（2,752,399 人）/総人口（2,752,412 人、令和２年確定値国勢調査人口）
出典：「大阪市環境白書（令和４年度版）」（大阪市環境局、令和４年 12 月）

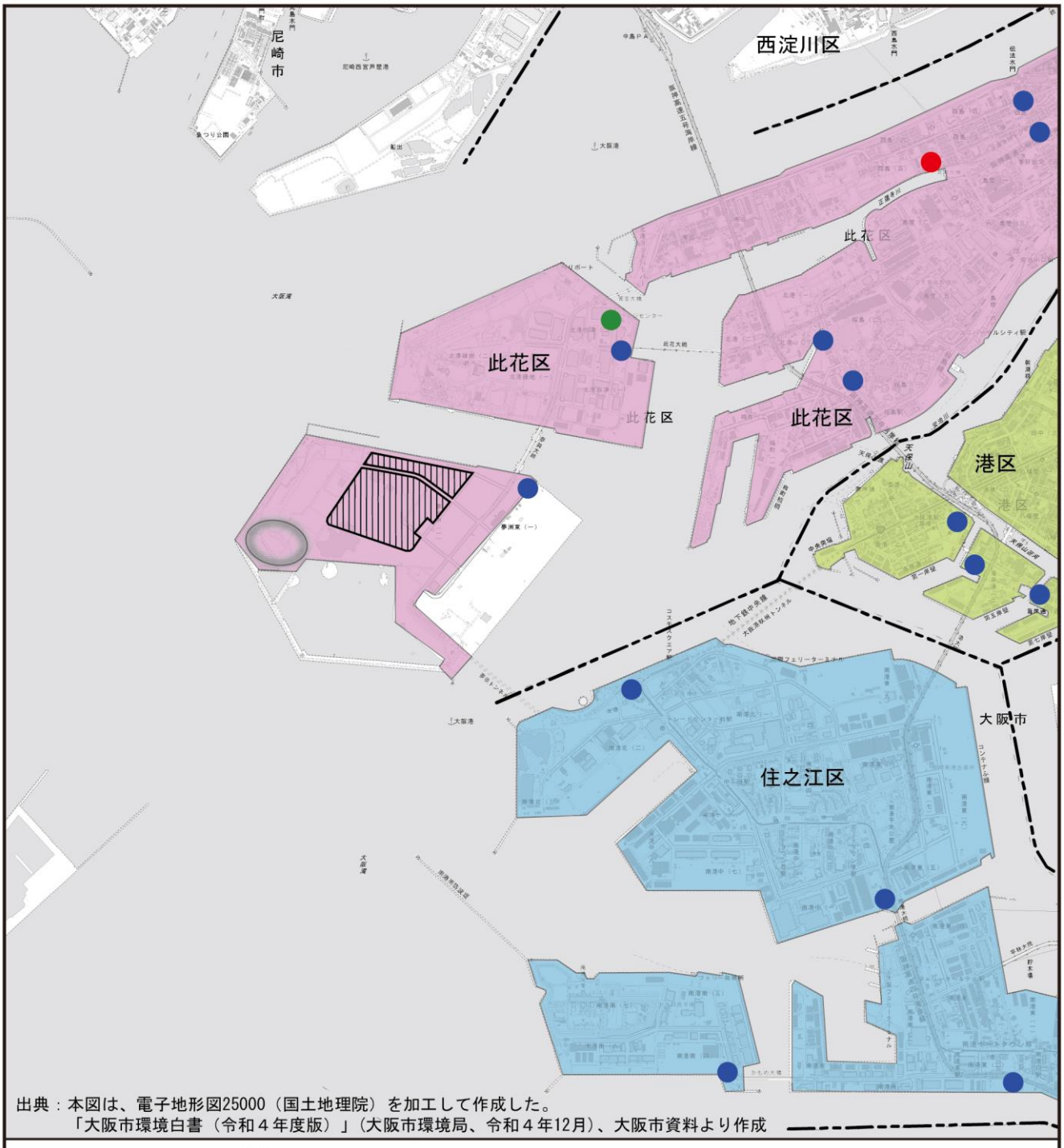

図 2.1.11　下水処理場別処理区域

2.2　生活環境の概況

2.2.1　大気質

「令和３年度の大気汚染状況」（大阪市環境局、令和４年７月）、「大阪市環境白書（令和４年度版）」（大阪市環境局、令和４年 12 月）及び「令和３年度ダイオキシン類環境調査結果」（大阪市環境局、令和４年７月）によると、事業計画地周辺における大気質の概況は以下のとおりである。

なお、大阪市内における大気汚染常時監視測定局の配置は図 2.2.1 に、事業計画地周辺の測定局における測定結果の概要は表 2.2.1 にそれぞれ示すとおりである。

(1)　二酸化窒素（NO_2）

令和３年度の二酸化窒素の日平均値の年間 98%値は、事業計画地から最も近い住之江区の南港中央公園測定局（図 2.2.1　№13）で 0.040ppm であった。そのほか、住之江区では清江小学校測定局（図 2.2.1　№８）、北粉浜小学校測定局（図 2.2.1　№16）、住之江交差点測定局（図 2.2.1　№22）で測定が行われており、それぞれ 0.033ppm、0.035ppm、0.039ppm であった。また、此花区では此花区役所測定局（図 2.2.1　№２）で 0.038ppm であった。

令和３年度の大阪市内における二酸化窒素の環境基準達成状況は、一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）全 12 局及び自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という。）全 11 局で達成している。

(2)　浮遊粒子状物質（SPM）

令和３年度の浮遊粒子状物質の日平均値の２%除外値は、事業計画地から最も近い南港中央公園測定局で 0.032mg/m^3 であった。そのほか、清江小学校測定局、北粉浜小学校測定局においてそれぞれ 0.033mg/m^3、0.036mg/m^3、此花区役所測定局で 0.032mg/m^3 であった。

令和３年度の大阪市内における浮遊粒子状物質の環境基準達成状況は、一般局全 13 局及び自排局全９局で達成している。

(3)　微小粒子状物質（PM2.5）

令和３年度の微小粒子状物質の年平均値及び日平均値の年間 98%値は、事業計画地から最も近い南港中央公園測定局で 11.4μg/m^3 及び 26.8μg/m^3 であった。そのほか、北粉浜小学校測定局で 11.1μg/m^3 及び 25.3μg/m^3、此花区役所測定局で 10.5μg/m^3 及び 24.5μg/m^3 であった。

令和３年度の大阪市内における微小粒子状物質の環境基準達成状況は、一般局全７局及び自排局全５局で達成している。

(4)　光化学オキシダント（Ox）

令和３年度の光化学オキシダントの昼間の１時間値の年平均値は、事業計画地から最も近い南港中央公園測定局で 0.026ppm であった。そのほか、清江小学校測定局で 0.032ppm、此花区役所測定局で 0.030ppm であった。

令和３年度の大阪市内における光化学オキシダントの環境基準達成状況（短期的評価）は、前年度に引き続き一般局全 12 局及び自排局全１局で達成していない。

(5)　二酸化硫黄（SO_2）

令和３年度の二酸化硫黄の日平均値の２％除外値は、事業計画地から最も近い南港中央公園測定局で 0.005ppm であった。そのほか、清江小学校測定局で 0.010ppm、此花区役所測定局で 0.007ppm であった。

令和３年度の大阪市内における二酸化硫黄の環境基準達成状況は、一般局全 10 局及び自排局全２局で達成している。

(6)　一酸化炭素（CO）

此花区、港区、住之江区では一酸化炭素の測定は行われていない。事業計画地から近いところでは、西淀川区の出来島小学校測定局（図 2.2.1　№15）で測定が行われており、令和３年度の一酸化炭素の日平均値の２％除外値は 0.5ppm であった。

令和３年度の大阪市内における一酸化炭素の環境基準達成状況は、自排局全３局で達成している。

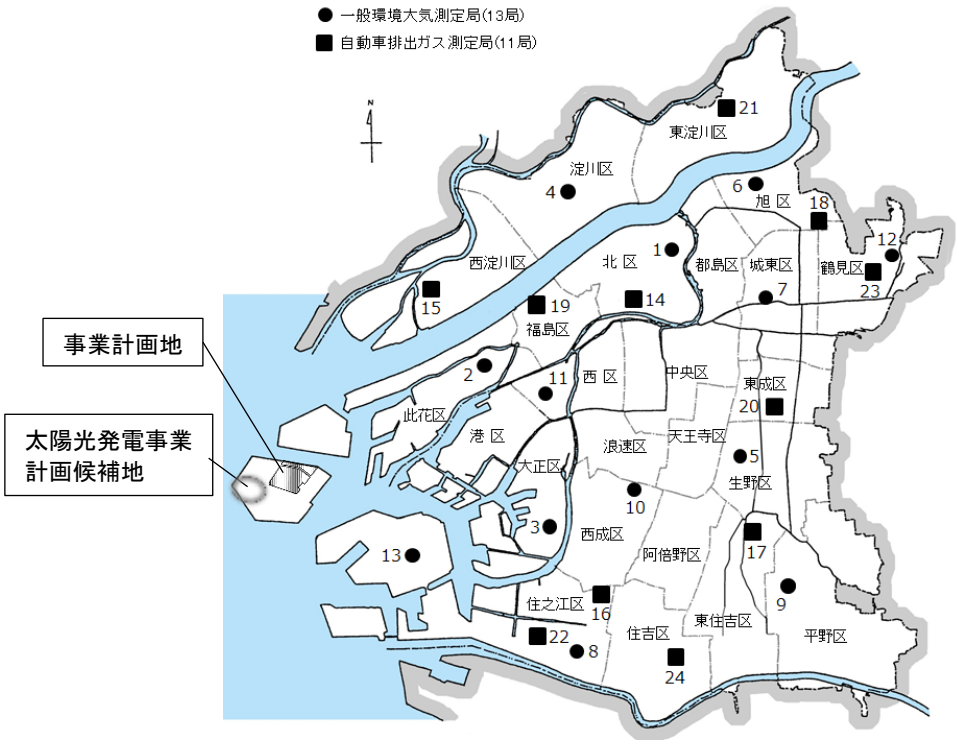

出典：「令和３年度の大気汚染状況」（大阪市環境局、令和４年７月）より作成

図 2.2.1　大気汚染常時監視測定局の配置

表 2.2.1(1)　大気質の測定結果の概要（一般局）

No.	測定局名	二酸化窒素（NO_2）			浮遊粒子状物質（SPM）				微小粒子状物質（PM2.5）		
		年平均値	日平均値の年間98%値	環境基準達成状況	年平均値	日平均値の２%除外値	基準超過が２日以上連続の有無	環境基準達成状況	年平均値	日平均値の年間98%値	環境基準達成状況
		(ppm)	(ppm)	○・×	(mg/m³)	(mg/m³)	有・無	○・×	(μg/m³)	(μg/m³)	○・×
2	此花区役所	0.018	0.038	○	0.015	0.032	無	○	10.5	24.5	○
8	清江小学校	0.016	0.033	○	0.014	0.033	無	○	－	－	－
13	南港中央公園	0.019	0.040	○	0.014	0.032	無	○	11.4	26.8	○
市内平均		0.015	－	12／12	0.014	－	－	13／13	10.4	－	7／7
環境基準		日平均値の年間98%値が0.06ppm以下であること。			日平均値の２%除外値が 0.10 mg/m³ 以下であり、基準超過が２日以上連続しないこと。				１年平均値が15μg/m³以下であり、かつ、日平均値の年間 98%値が 35μg/m³ 以下であること。		

表 2.2.1(2)　大気質の測定結果の概要（一般局）

No.	測定局名	光化学オキシダント（Ox）				二酸化硫黄（SO_2）			
		昼間の１時間値の年平均値	昼間の１時間値が0.06ppmを超えた日数	昼間の１時間値が0.06ppmを超えた時間数	環境基準達成状況	年平均値	日平均値の２%除外値	基準超過が２日以上連続の有無	環境基準達成状況
		(ppm)	(日)	(時間)	○・×	(ppm)	(ppm)	有・無	○・×
2	此花区役所	0.030	59	183	×	0.004	0.007	無	○
8	清江小学校	0.032	62	236	×	0.004	0.010	無	○
13	南港中央公園	0.026	39	125	×	0.003	0.005	無	○
市内平均		0.032	61	229	0／12	0.003	－	－	10／10
環境基準		１時間値が0.06ppm以下であること。				日平均値の２%除外値が0.04ppm以下であり、基準超過が２日以上連続しないこと。			

（注）１．各項目の市内平均の年平均値欄の数字は、各測定局の年平均値の平均を示す。
２．各項目の市内平均の環境基準達成状況欄の数字は、（環境基準達成局数）／（有効測定局数）を示す。
３．環境基準達成状況については、光化学オキシダントを除いて、長期的評価によるものである。
４．番号は図 2.2.1 に対応している。

出典：「令和３年度の大気汚染状況　測定局別の大気汚染物質濃度一覧（令和３年度）」（大阪市環境局、令和４年７月）

表 2.2.1(3)　大気質の測定結果の概要（自排局）

No.	測定局名	二酸化窒素（NO_2）			浮遊粒子状物質（SPM）				微小粒子状物質（PM2.5）		
		年平均値	日平均値の年間98%値	環境基準達成状況	年平均値	日平均値の2%除外値	基準超過が2日以上連続の有無	環境基準達成状況	年平均値	日平均値の年間98%値	環境基準達成状況
		(ppm)	(ppm)	○・×	(mg/m³)	(mg/m³)	有・無	○・×	(μg/m³)	(μg/m³)	○・×
15	出来島小学校	0.022	0.043	○	0.015	0.033	無	○	11.0	25.0	○
16	北粉浜小学校	0.018	0.035	○	0.015	0.036	無	○	11.1	25.3	○
22	住之江交差点	0.021	0.039	○	－	－	－	－	－	－	－
市内平均		0.019	－	11／11	0.015	－	－	9／9	10.5	－	5／5
環境基準		日平均値の年間98%値が0.06ppm以下であること。			日平均値の2%除外値が0.10 mg/m³以下であり、基準超過が2日以上連続しないこと。				1年平均値が 15μg/m³以下であり、かつ、日平均値の年間 98%値が35μg/m³以下であること。		

表 2.2.1(4)　大気質の測定結果の概要（自排局）

No.	測定局名	光化学オキシダント（Ox）				二酸化硫黄（SO_2）				一酸化炭素（CO）			
		昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数	環境基準達成状況	年平均値	日平均値の2%除外値	基準超過が2日以上連続の有無	環境基準達成状況	年平均値	日平均値の2%除外値	基準超過が2日以上連続の有無	環境基準達成状況
		(ppm)	(日)	(時間)	○・×	(ppm)	(ppm)	有・無	○・×	(ppm)	(ppm)	有・無	○・×
15	出来島小学校	0.024	9	26	×	0.002	0.003	無	○	0.2	0.5	無	○
16	北粉浜小学校	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
22	住之江交差点	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
市内平均		0.024	－	－	0／1	0.003	－	－	2／2	0.3	－	－	3／3
環境基準		1時間値が0.06ppm以下であること。				日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であり、基準超過が2日以上連続しないこと。				日平均値の2%除外値が10ppm 以下であり、基準超過が2日以上連続しないこと。			

（注）1．各項目の市内平均の年平均値欄の数字は、各測定局の年平均値の平均を示す。
2．各項目の市内平均の環境基準達成状況欄の数字は、（環境基準達成局数）／（有効測定局数）を示す。
3．環境基準達成状況については、光化学オキシダントを除いて、長期的評価によるものである。
4．番号は図 2.2.1 に対応している。

出典：「令和３年度の大気汚染状況　測定局別の大気汚染物質濃度一覧（令和３年度）」（大阪市環境局、令和４年７月）

(7)　ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン

ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンは、此花区、港区、住之江区では測定が行われていない。事業計画地から近いところでは、西淀川区の出来島小学校測定局で令和３年度におけるベンゼンの年平均値が 0.94μg/m³、大正区の平尾小学校測定局でジクロロメタンの年平均値が 2.8μg/m³であった。

令和３年度の大阪市内４地点における有害大気汚染物質のモニタリング結果は、表 2.2.2 に示すとおりであり、一般局全３局及び自排局全１局で達成している。

表 2.2.2　令和３年度の有害大気汚染物質のモニタリング結果

（単位：μg/m³）

（番号） 測定局名 物質名	(1) 北区 菅北小学校	(3) 大正区 平尾小学校	(9) 平野区 摂陽中学校	(15) 西淀川区 出来島小学校	市内 平均	環境基準 【指針値】
ベンゼン	0.54	－	0.67	0.94	0.72	3μg/m³以下
トリクロロエチレン	0.32	－	1.2	－	0.76	130μg/m³以下
テトラクロロエチレン	0.20	－	0.25	－	0.23	200μg/m³以下
ジクロロメタン	1.5	2.8	3.6	－	2.6	150μg/m³以下

（注）番号は図 2.2.1 に対応している。
出典：「大阪市環境白書（令和４年度版）」（大阪市環境局、令和４年 12 月）

(8)　ダイオキシン類

令和３年度のダイオキシン類（大気）の調査地点及び調査結果は、図 2.2.2 及び表 2.2.3 に示すとおりであり、此花区、港区、住之江区では調査は行われていない。事業計画地から近いところでは、大正区の平尾小学校で年間平均値が 0.028pg-TEQ/m³、西淀川区の淀中学校で 0.039pg-TEQ/m³であった。

大阪市内の年間平均値の範囲は、0.028～0.039pg-TEQ/m³であり、調査地点全３地点で環境基準（0.6pg-TEQ/m³以下）を達成している。

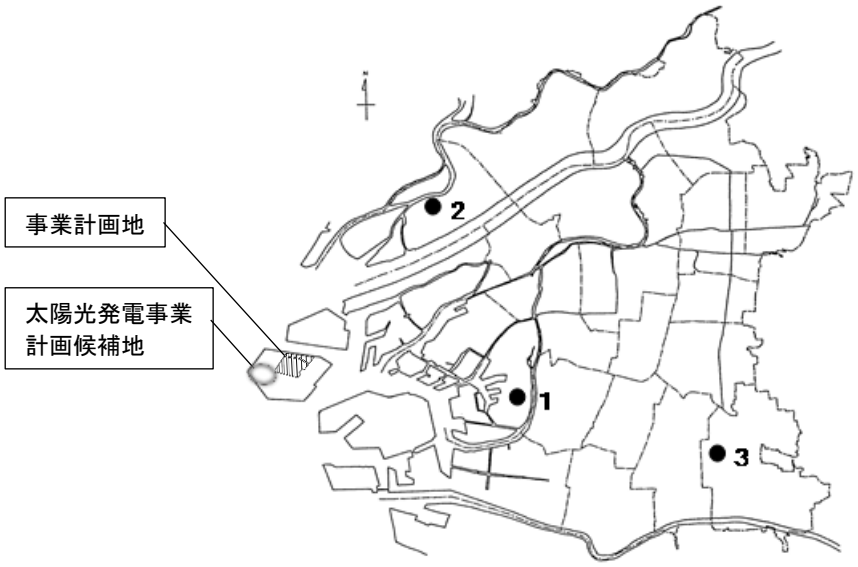

出典：「令和３年度ダイオキシン類環境調査結果」（大阪市環境局、令和４年７月）より作成

図 2.2.2　令和３年度のダイオキシン類（大気）の調査地点

表 2.2.3　令和３年度のダイオキシン類（大気）の調査結果

（単位：pg-TEQ/m³）

No.	調査地点	年間測定回数	測定結果の最小値～最大値	令和３年度年間平均値
1	（大正区）平尾小学校	2	0.025～0.031	0.028
2	（西淀川区）淀中学校	2	0.022～0.056	0.039
3	（平野区）摂陽中学校	2	0.024～0.033	0.029

出典：「令和３年度ダイオキシン類環境調査結果」（大阪市環境局、令和４年７月）

2.2.2　水　質

「大阪市環境白書（令和４年度版）」（大阪市環境局、令和４年 12 月）、「令和３年度大阪府域河川等水質調査結果報告書」（大阪府、令和５年３月）及び「令和３年度ダイオキシン類環境調査結果」（大阪市環境局、令和４年７月）によると、事業計画地周辺における令和３年度の水質の生活環境項目及び健康項目、令和３年度のダイオキシン類の概況は以下に示すとおりである。なお、令和３年度の河川・海域における水質調査地点は、図 2.2.3 に示すとおりである。事業計画地周辺の大阪湾水域における水質調査結果は、表 2.2.4 に示すとおりである。

(1)　生活環境項目

大阪湾水域は、環境基準の類型指定（海域Ｃ類型）を受けており、全９地点で調査が行われている。

令和３年度の調査結果は、pH が淀川河口中央、No.５ブイ跡、No.25 ドルフィン、北港沖 1,000ｍ、大阪港関門外、南港、大阪湾 C-3 の７地点で最大値が 8.3 を超えた。全窒素は、神崎川河口中央、木津川河口中央、No.５ブイ跡、No.25 ドルフィン、北港沖 1,000ｍ、南港の６地点で、全燐は、神崎川河口中央、淀川河口中央、木津川河口中央の３地点で、年平均値が環境基準（全窒素：１mg/L 以下、全燐：0.09mg/L 以下）を達成していない。

(2)　健康項目

事業計画地周辺では、大阪湾水域のうち、No.43 及びNo.44 を除く全７地点で調査が行われている。

令和３年度の調査結果は、大阪市環境局に確認したところ、全地点において環境基準を達成している。

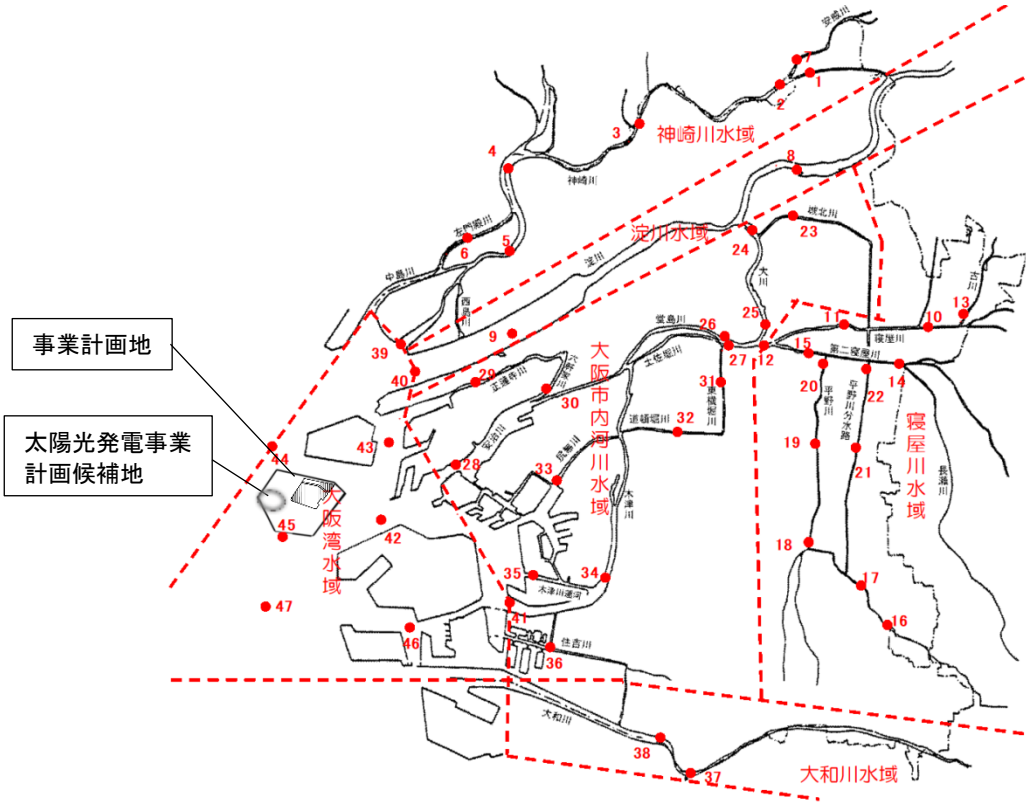

出典：「大阪市環境白書（令和４年度版）」（大阪市環境局、令和４年 12 月）より作成

図 2.2.3　令和３年度の河川・海域における水質調査地点

表 2.2.4　大阪湾水域における水質調査結果（令和３年度）

No.	調査地点	類型	pH	DO (mg/L)	COD (mg/L)	類型	全窒素 (mg/L)	全燐 (mg/L)
39	神崎川 河口中央	C	7.3～8.3	7.8	5.3 (5.1)	Ⅳ	2.1	0.14
40	淀川 河口中央	C	7.4～8.7	10	3.6 (4.0)	Ⅳ	0.96	0.094
41	木津川 河口中央	C	7.2～8.1	8.2	4.8 (5.2)	Ⅳ	2.8	0.13
42	No.5 ブイ跡	C	7.6～8.7	9.0	4.6 (5.0)	Ⅳ	1.6	0.081
43	No.25 ドルフィン	C	7.9～8.7	10	4.7 (4.8)	Ⅳ	1.8	0.085
44	北港沖 1,000m	C	7.9～8.9	10	4.8 (4.0)	Ⅳ	1.1	0.059
45	大阪港 関門外	C	8.0～8.9	9.5	4.4 (4.3)	Ⅳ	0.99	0.053
46	南 港	C	7.6～8.5	8.1	4.8 (5.2)	Ⅳ	1.5	0.076
47	大阪湾 C-3	C	7.9～8.5	9.0	4.3 (4.7)	Ⅳ	0.85	0.078
環境基準			7.0 以上 8.3 以下	2mg/L 以上	8mg/L 以下		1mg/L 以下	0.09mg/L 以下

（注）１．表中の数値は、表層における測定値である。
２．数値は年平均値である（ただし、pH は最小～最大を示している）。
３．COD の(　)内の数値は、日間平均値の年間 75%値を示している。
出典：「大阪市環境白書（令和４年度版）」（大阪市環境局、令和４年 12 月）

(3)　ダイオキシン類

ダイオキシン類（水質）の調査地点は、図 2.2.4 に示すとおりであり、海域では６地点で調査が行われている。同地点では水底の底質についても調査が行われており、これらの調査結果は表 2.2.5 に示すとおりである。

平成 29 年度から令和３年度にかけて、全地点で環境基準（水質：１pg-TEQ/L 以下、底質：150 pg-TEQ/g 以下）を達成している。

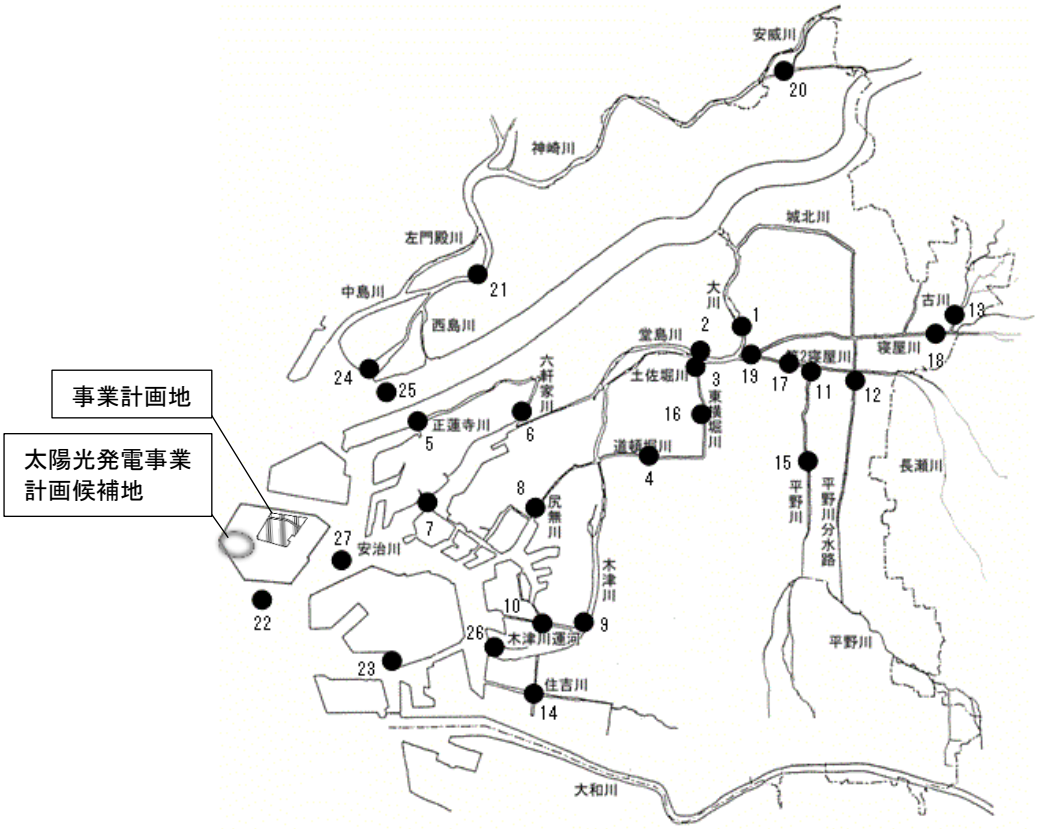

出典：「令和３年度ダイオキシン類環境調査結果」（大阪市環境局、令和４年７月）より作成

図 2.2.4　ダイオキシン類（水質及び底質）の調査地点

表 2.2.5　大阪市内の海域におけるダイオキシン類（水質及び底質）の調査結果

（単位：水質：pg-TEQ/L、底質：pg-TEQ/g）

No.	調査地点	年間平均値									
		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和２年度		令和３年度	
		水 質	底 質	水 質	底 質	水 質	底 質	水 質	底 質	水 質	底 質
22	大阪港関門外	－	－	－	－	0.054	20	－	－	－	－
23	南　港	0.077	3.5	－	－	－	－	0.094	2.5	－	－
24	神崎川河口中央	－	－	0.19	45	－	－	－	－	0.24	45
25	淀川河口中央	－	－	0.065	3.4	－	－	－	－	0.11	6.0
26	木津川河口中央	0.25	63	－	－	－	－	0.084	100	－	－
27	No.５ブイ跡	－	－	－	－	0.077	13	－	－	－	－

（注）海域調査地点６地点は、平成 28 年度から３年に１度の頻度で採水及び採泥を実施している。

出典：「大阪市環境白書（平成30年度版）」（大阪市環境局、平成30年12月）
「平成30年度ダイオキシン類環境調査結果」（大阪市環境局、令和元年７月）
「令和元年度ダイオキシン類環境調査結果」（大阪市環境局、令和２年７月）
「令和２年度ダイオキシン類環境調査結果」（大阪市環境局、令和３年７月）
「令和３年度ダイオキシン類環境調査結果」（大阪市環境局、令和４年７月）

2.2.3　地下水

「大阪市環境白書（令和４年度版）」（大阪市環境局、令和４年 12 月）及び「令和３年度ダイオキシン類環境調査結果」（大阪市環境局、令和４年７月）によると、事業計画地周辺における令和３年度の地下水の環境基準項目及び令和３年度のダイオキシン類の概況は、以下に示すとおりである。

(1)　人の健康の保護に関する項目

令和３年度の地下水汚染調査では、地域の全体的な地下水質の状況を把握するための概況調査、前年度の概況調査等により地下水汚染の可能性がある地点・項目について汚染範囲を確認するための汚染井戸周辺地区調査、それにより地下水汚染が確認された地点・項目について継続的に監視を行うための継続監視調査が実施されている。

概況調査は大阪市内の５地点で行われており、事業計画地周辺では港区田中で実施されている。その結果は表 2.2.6 に示すとおりであり、全ての項目について環境基準を達成している。

継続監視調査は、事業計画地周辺では此花区島屋でほう素について実施されており、その結果は 2.2mg/L で環境基準（１mg/L）を達成していない。

表 2.2.6　地下水の概況調査結果

測定項目	基準値(mg/L)	港区田中
カドミウム	0.003	<0.0003
全シアン	検出されないこと	検出せず
鉛	0.01	<0.005
六価クロム	0.05 注)	<0.02
砒素	0.01	<0.005
総水銀	0.0005	<0.0005
ＰＣＢ	検出されないこと	検出せず
ジクロロメタン	0.02	<0.002
四塩化炭素	0.002	<0.0002
クロロエチレン （塩化ビニルモノマー）	0.002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.1	<0.002
1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	1	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	<0.0006
トリクロロエチレン	0.01	<0.001
テトラクロロエチレン	0.01	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン	0.002	<0.0002
チウラム	0.006	<0.0006
シマジン	0.003	<0.0003
チオベンカルブ	0.02	<0.002
ベンゼン	0.01	<0.001
セレン	0.01	<0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	<0.08
ふっ素	0.8	0.48
ほう素	1	0.26
1,4-ジオキサン	0.05	<0.005

（注）　六価クロムの基準値は、調査対象期間における値を示す。
出典：「大阪市環境白書（令和４年度版）」（大阪市環境局、令和４年 12 月）

(2)　ダイオキシン類

令和３年度のダイオキシン類（地下水質）については、事業計画地周辺の大阪市内１地点（港区海岸通）で実施されており、その年平均値は 0.049pg-TEQ/L で環境基準（１pg-TEQ/L 以下）を達成している。

2.2.4 土　壌

「大阪市環境白書（令和４年度版）」（大阪市環境局、令和４年 12 月）によると、令和３年度に報告書の提出等があった土壌調査件数は 53 件であり、そのうち指定基準を超過する物質が検出された事例は 42 件であった。

また、事業計画地がある夢洲については、「土壌汚染対策法」に基づき一部が埋立地特例区域（令和３年１月 22 日・届指-348 号）及び一般管理区域（令和３年５月 21 日・届指-358 号）に指定されている。

「令和３年度ダイオキシン類環境調査結果」（大阪市環境局、令和４年７月）によると、令和３年度のダイオキシン類（土壌）は、港区築港小学校、淀川区三津屋中央公園で調査が実施されており、その濃度範囲は 0.076～1.5pg-TEQ/g で環境基準（1,000pg-TEQ/g 以下）を達成している。

2.2.5 騒音・振動

「大阪市環境白書（令和４年度版）」（大阪市環境局、令和４年 12 月）によると、令和３年度の事業計画地周辺における道路交通騒音・振動の測定結果は、表 2.2.7 に示すとおりである。

騒音については、事業計画地周辺における測定地点６地点のうち、住之江区第 8802 号線（住之江区南港中 1-3-105）の夜間で環境基準を非達成であり、その他の調査地点では昼間・夜間とも環境基準を達成している。

振動については環境基準が定められていないため、振動規制法に基づく道路交通振動の限度と測定結果を比較すると、全地点で限度を下回っている。

表 2.2.7　令和３年度の事業計画地周辺における道路交通騒音・振動の測定結果

（単位：デシベル）

対象道路	測定地点	測定結果			
		騒音（L_{eq}）		振動（L_{10}）	
		昼 間	夜 間	昼 間	夜 間
築港深江線	港区田中 3-1	62	58	44	35
恩貴島尼崎線	此花区酉島 3-24-12	64	59	43	32
正蓮寺川北岸線	此花区酉島 4-1-11	65	59	46	31
港区第 26 号線	港区田中 3-1	66	61	52	45
住之江区第 8802 号線	住之江区南港中 1-3-105	70	66*	41	31
住吉区第 2650 線	住之江区中加賀屋 1-11	67	60	44	37

（注）１．騒音に係る環境基準(幹線道路に近接する空間)は、昼間(６～22時)が70デシベル、夜間(22時～翌朝６時)が65デシベルである。
２．＊は騒音に係る環境基準値を上回っていることを示す。
３．振動についての道路交通振動の限度は、第一種区域で昼間(６～21時)が65デシベル、夜間(０～６時及び21～24時)が60デシベル、第二種区域で昼間が70デシベル、夜間が65デシベルである。

出典：「大阪市環境白書（令和４年度版）」（大阪市環境局、令和４年 12 月）

2.2.6　地盤沈下

「大阪市環境白書（令和４年度版）」（大阪市環境局、令和４年 12 月）によると、令和３年度における此花区、港区、住之江区の水準点高さの平成 30 年度との変動量分布及び最大変動量は、表 2.2.8 に示すとおりである。

此花区では、観測水準点 14 地点のうち全地点で沈下が観測された。最も変動が大きかったのは、桜島 1-3〔仮 71〕で-1.77cm であった。

港区では、観測水準点 12 地点のうち、11 地点で沈下が観測された。最も変動が大きかったのは、海岸通 3-4〔西 48(Ⅱ)〕で-0.92cm であった。

住之江区では、観測水準点６地点のうち、４地点で沈下が観測された。最も変動が大きかったのは、南港東 1-6〔南 66〕で-0.95cm であった。

表 2.2.8　各区における水準点高さの変動量分布及び最大変動量（平成 30 年度調査比）

（令和３年度調査実施）

区	観測水準点数	変動量分布				最大変動量	
		沈　下		±0.0cm	隆起	変動量（cm）	所在地〔水準点番号〕
		１cm以上	１cm未満		１cm未満		
此花区	14	7	7	0	0	-1.77	桜島 1-3〔仮 71〕
港　区	12	0	11	1	0	-0.92	海岸通 3-4〔西 48(Ⅱ)〕
住之江区	6	0	4	0	2	-0.95	南港東 1-6〔南 66〕

出典：「水準測量成果表　令和３年度」（大阪市環境局、令和４年３月）

2.2.7　悪　臭

「大阪市環境白書（令和４年度版）」（大阪市環境局、令和４年 12 月）によると、令和３年度の大阪市内の悪臭に係る苦情件数は、198 件で全公害苦情件数 1,424 件の 13.9％を占めている。発生源別にみると、「工場・事業場」が 72 件、「飲食店営業」が 50 件、「その他」が 36 件となっている（表 2.2.10 参照）。

2.2.8　日照阻害

大阪市内では「大阪市建築基準法施行条例」（平成１２年４月１日大阪市条例第６２号）に基づき、日影規制が行われている。事業計画地の用途地域は、準工業地域及び商業地域に指定されている。なお、商業地域及び臨海地区の工業地域は、「大阪市建築基準法施行条例」に基づく日影規制の対象区域外である。

2.2.9　電波障害

電波障害とは、建築物がテレビ電波の伝搬路を遮へいすることなどによって、テレビ電波の受信に障害が生じることであり、高層建築物や鉄塔などの影響で発生することが多いとされている。

2.2.10　廃棄物

(1)　一般廃棄物

「大阪市環境白書（令和４年度版）」（大阪市環境局、令和４年 12 月）によると、大阪市では令和２年３月の一般廃棄物処理基本計画改定により、前計画において将来目標としていた「令和７年度のごみ処理量：84 万トン」を引き続きめざし、これまでの減量施策に加え、市民・事業者・大阪市の連携のもと、更なるごみの発生抑制や再使用の取組み（２Ｒ）を進め、ごみ減量に向けた取組みを行うこととしている。

大阪市のごみ処理量は、廃棄物等の発生抑制、再使用や再生利用を推進した結果、平成３年度のごみ処理量 217 万トンに対し、令和３年度は 86 万トンとなっている。

なお、事業計画地がある夢洲の西側の一部に立地している北港処分地は大阪市の最終処分場としてごみ焼却灰等を受け入れており、受入最終年度は令和７年度である。また、廃棄物の広域的処理の観点から「広域臨海環境整備センター法」に基づいて進められている「大阪湾フェニックス計画」に参画し、長期的展望に立った最終処分地（事業計画地の南側海域）の確保を図っている。その他には、周辺にごみの焼却工場として、此花区に舞洲工場、住之江区に住之江工場がある。

(2)　産業廃棄物

「大阪市環境白書（令和４年度版）」（大阪市環境局、令和４年 12 月）によると、令和２年度に実施した排出実態調査の結果、令和元年度に大阪市から排出された産業廃棄物の処理状況は、全体で 675 万トン（公共施設を含む）であり、そのうち 670 万トン（99.2%）が中間処理され、343 万トン（50.8%）の処理残さが生じ、327 万トン（48.5%）が減量化された。

再生利用量は 333 万トンで、最終処分量は 15 万トンとなっている。

2.2.11　景　観

「大阪市景観計画」（大阪市計画調整局、令和２年 10 月）によると、大阪市域全域は景観計画区域として定められている。景観計画区域は、基本届出区域及び重点届出区域により構成され、地域特性に応じた景観形成が行われている。

事業計画地周辺は、基本届出区域のうち、概ね大阪港に臨む範囲として臨海景観形成区域に指定されている。

2.2.12　地球環境

「大阪市環境白書（令和４年度版）」（大阪市環境局、令和４年 12 月）によると、2020（令和２）年度における大阪市域からの温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量は、1,557 万トン-CO_2 であり、2013（平成 25）年度の 1,975 万トン-CO_2 と比較して約 21%減となっている。

二酸化炭素の部門別排出量は、表 2.2.9 に示すとおりである。2020 年度排出量は、2013 年度排出量と比較すると、産業部門（製造業など）、業務部門（オフィスなど）、家庭部門、運輸部門（自動車・鉄道）、廃棄物部門の全ての部門でそれぞれ 19%、35%、16%、４%、６%減少している。

表 2.2.9　二酸化炭素の部門別排出量の比較

部　門	2013 年度排出量 (万 t-CO_2)	2020 年度排出量 (万 t-CO_2)	増減率
産　業	594	480	19%減
業　務	624	403	35%減
家　庭	438	368	16%減
運　輸	269	258	4%減
廃棄物	50	47	6%減
合　計	1,975	1,557	21%減

出典：「大阪市環境白書（令和４年度版）」（大阪市環境局、令和４年 12 月）

2.2.13　苦情の発生状況

「大阪市環境白書（令和４年度版）」（大阪市環境局、令和４年 12 月）によると、令和３年度の大阪市域の発生源別公害苦情件数は、表 2.2.10 に示すとおりである。

大気汚染、騒音、振動については工事・建設作業、悪臭については工場・事業場に対する苦情件数が最も多くなっている。

また、事業計画地周辺の公害苦情件数は、表 2.2.11 に示すとおりである。此花区、港区、住之江区では、騒音の苦情件数が最も多くなっている。

表 2.2.10　令和３年度の大阪市域の発生源別公害苦情件数

区分／発生源	大気汚染	水質汚濁	騒 音 [1)]	振 動	悪 臭	その他 [2)]	合 計
工場・事業場 [3)]	22	0	146	7	72	0	247
工事・建設作業	157	0	449	78	9	3	696
飲食店営業	1	0	92	2	50	3	148
カラオケ	0	0	67	0	0	0	67
移動発生源 [4)]	0	0	16	8	0	0	24
家庭生活 [5)]	0	0	5	0	1	0	6
野焼き	3	0	0	0	0	0	3
その他 [6)]	8	0	99	2	36	14	159
不　明	5	0	39	0	30	0	74
大阪市	196	0	913	97	198	20	1,424

（注）１．低周波音を含む。
２．土壌汚染、廃棄物投棄、地盤沈下、光害を含む。
３．焼却(施設)、産業用機械作動、産業排水を含む。
４．自動車運行、鉄道運行、航空機運航を含む。
５．機器、ペット、その他を含む。
６．漏出・漏洩、廃棄物投棄、自然系を含む。

出典：「大阪市環境白書（令和４年度版）」（大阪市環境局、令和４年 12 月）

表 2.2.11　令和３年度の事業計画地周辺の公害苦情件数

区分／区		大気汚染	水質汚濁	騒音 [1)]	振動	悪臭	その他 [2)]	合 計
周辺地域	此花区	2	0	12	3	1	0	18
	港　区	8	0	23	6	2	1	40
	住之江区	9	0	20	3	8	1	41
大阪市		196	0	913	97	198	20	1,424

（注）１．低周波音を含む。
２．土壌汚染、廃棄物投棄、地盤沈下、光害を含む。

出典：「大阪市環境白書（令和４年度版）」（大阪市環境局、令和４年 12 月）

2.3　自然環境の概況

2.3.1　気　象

大阪市は、温暖少雨の瀬戸内海気候区に属している。

大阪管区気象台の観測結果（気象庁ホームページ）によると、令和４年の大阪の平均気温は17.5℃、年間の降水量は1,058.0㎜であった。平年値（1991年～2020年までの30年間の平均値）は、平均気温が17.1℃、年間降水量が1,338.3㎜であり、図2.3.1に示すとおり、令和４年は平年に比べ気温が高く、降水量が少なかった。

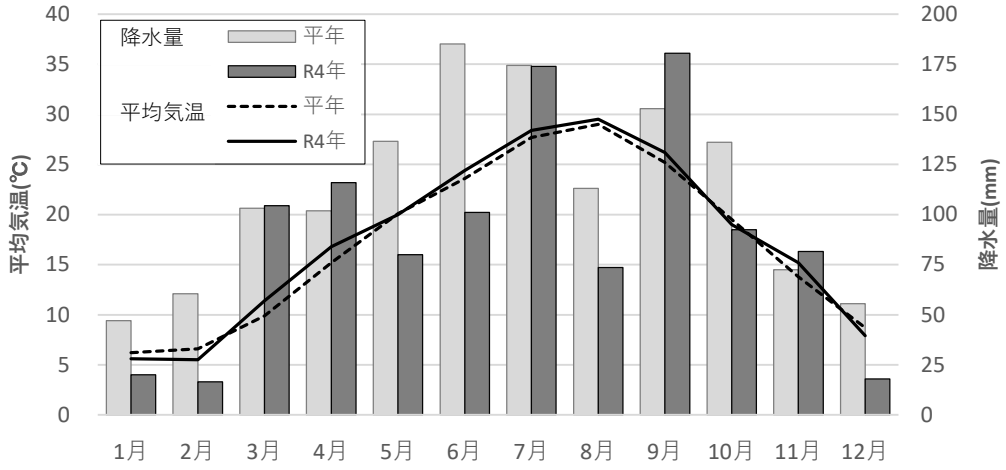

出典：気象庁ホームページ「大阪管区気象台の観測結果」（令和４年５月閲覧）より作成

図2.3.1　気象観測結果（平年値及び令和４年観測値）

2.3.2　地　象

(1)　地　形

大阪市は、大阪平野の西側に位置する。北は神崎川、南は大和川に、西は瀬戸内海に囲まれ、東は守口市、門真市、東大阪市、八尾市等の市と隣接している。

「地形分類図（大阪西南部・大阪東南部）」（国土交通省ホームページ）によると、市の中央部からやや東よりに上町台地が南北に延び、大阪湾に面した西側は三角州となっている。

淀川河口の此花区等の一部には地盤高が平均潮位より低い海抜０ｍ地帯が広がっている。

事業計画地は、大阪港港湾区域の夢洲埋立地にあり、概ね平坦地で、海抜は0.P.（大阪湾最低潮位：T.P.（東京湾平均海面）+1.3000ｍ）+11ｍである。

(2)　地　質

「表層地質図（大阪西南部・大阪東南部）」（国土交通省ホームページ）によると、大阪市は上町台地が砂礫からなる洪積層であるが、平野部は主に未固結堆積物の沖積層で、沿岸部の地質はほとんどが泥となっている。事業計画地は、大阪港港湾区域の人工の造成地である。

(3) 重要な地形・地質

重要な地形・地質は、「大阪府レッドリスト 2014」（大阪府、平成 26 年 10 月）によると、表 2.3.1 に示すとおりであり、大阪市では上町台地の海蝕崖と断層地形が地形・地質の重要地点として取り上げられているが、事業計画地及びその周辺に重要な地形・地質はない。

表 2.3.1　地形・地質の重要地点

ランク	名　称	地層・岩体名	時　代	選定要素
Bランク	上町台地北西縁の海蝕崖	完新世海進海蝕崖	第四紀完新世	完新世海進に伴う海蝕地形
	上町台地南西縁の断層地形	上町断層変位地形	第四紀更新世～完新世	上町断層の活動に伴う段丘面の変形

出典：「大阪府レッドリスト 2014」（大阪府、平成 26 年 10 月）

2.3.3 水　象

(1) 河川水象

大阪市は淀川の下流に位置し、市内には淀川水系に連なる支川や運河が流れ、これらは大阪湾に注いでいる。

大阪港港湾区域には、夢洲埋立地、舞洲埋立地、咲洲埋立地等の広大な人工島が造成されている。

事業計画地は、図 2.3.2 に示すとおり、淀川と安治川の河口の沖合に造成された夢洲埋立地に位置している。

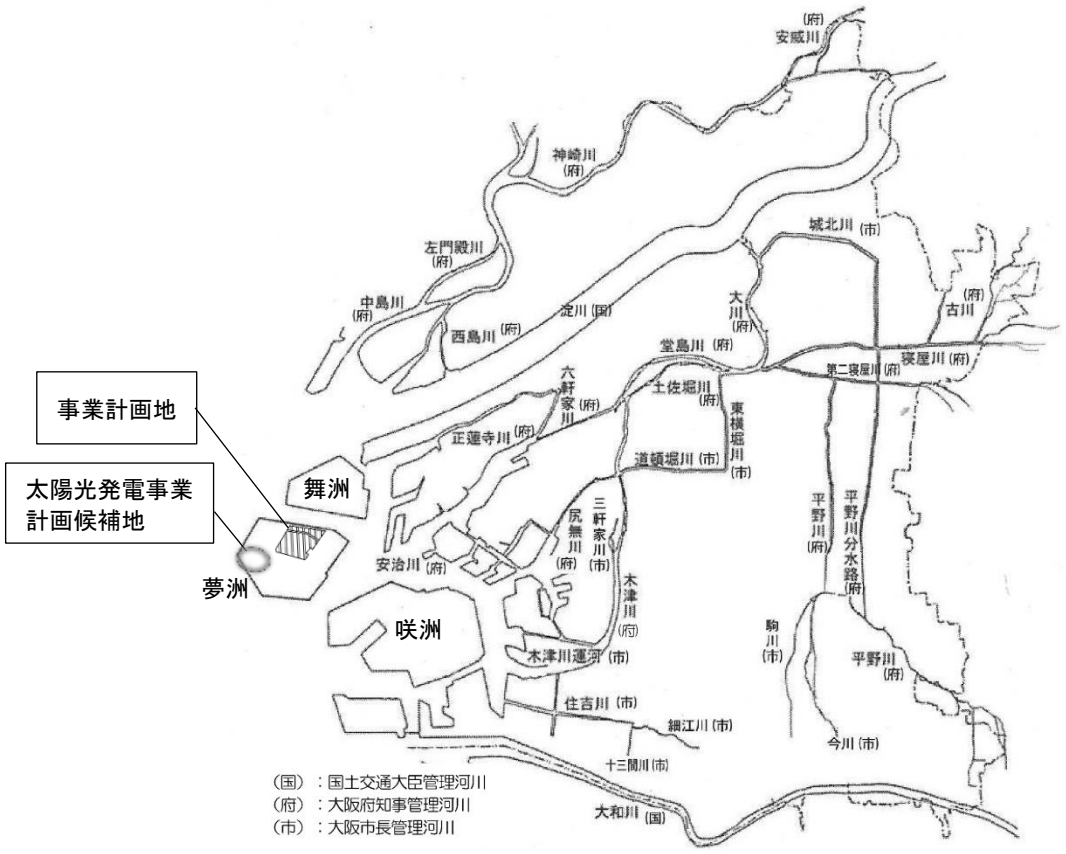

出典：「大阪市環境白書（令和４年度版）」（大阪市環境局、令和４年 12 月）より作成

図 2.3.2　大阪市内の海岸線と主な河川の状況

(2) 海域水象

大阪湾内には恒流が存在しており、その状況は図 2.3.3 に示すとおりである。

大阪湾西部には沖ノ瀬（淡路島の北東沖の砂の丘）を中心とする強い右回りの循環流（沖ノ瀬環流）が湾奥部には右回りの環流（西宮沖環流）があるといわれている。事業計画地周辺の海域の西宮沖環流は上層に限ってみられる。また、大阪港における潮位は、図 2.3.4 に示すとおりである。

朔望平均満潮面 [1)] と朔望平均干潮面 [2)] との差は 1.6m となっている。

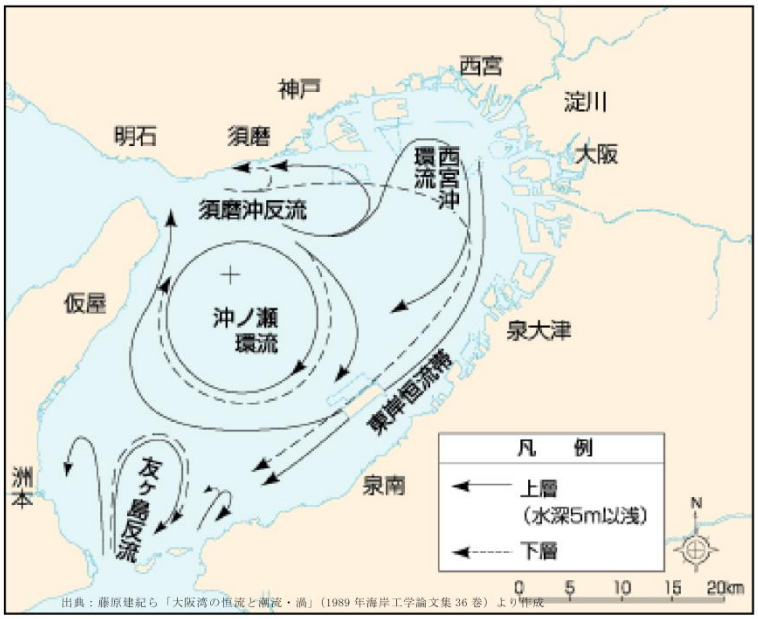

出典：近畿地方整備局神戸港湾空港技術調査事務所ホームページ
「大阪湾環境データベース　データで見る大阪湾　潮流」
（令和５年５月閲覧）

図 2.3.3　大阪湾の恒流の状況

（注）１．暦の朔（新月）及び望（満月）にあたる日から５日以内における最高満潮位の平均面
２．暦の朔（新月）及び望（満月）にあたる日から５日以内における最低満潮位の平均面

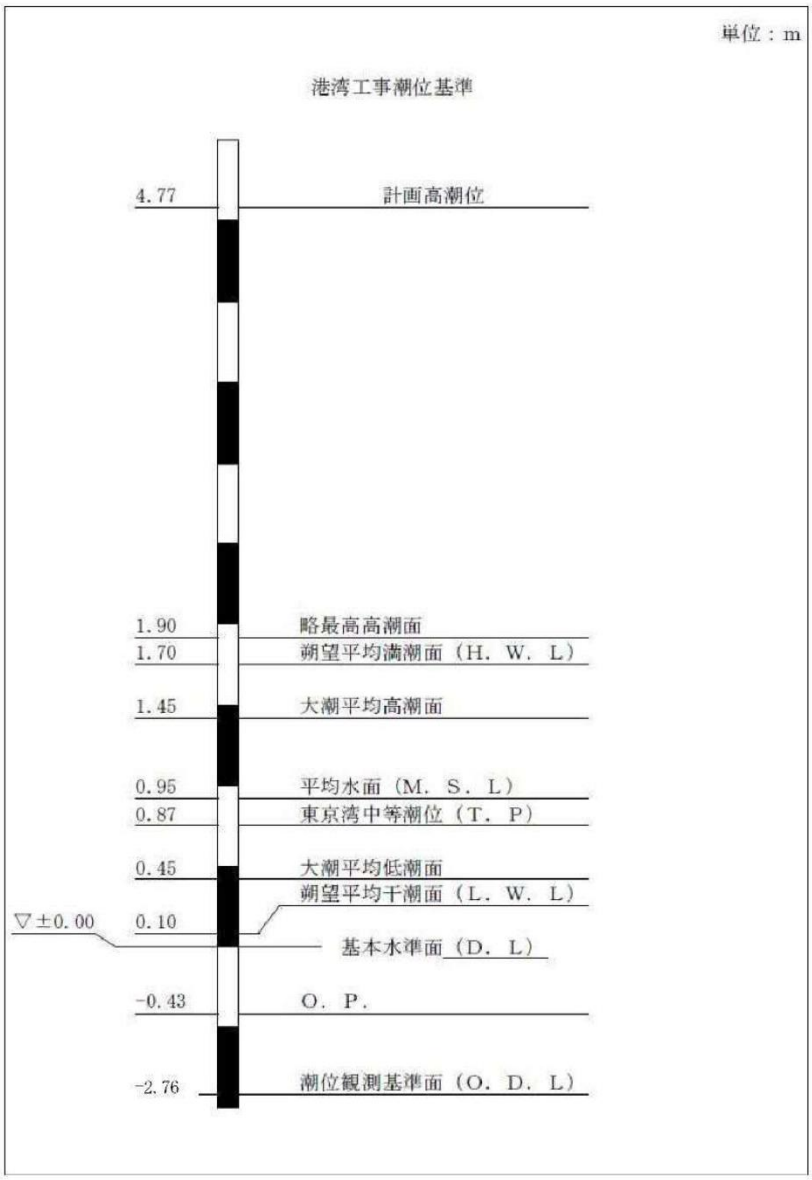

出典：「大阪港港湾工事共通仕様書　添付資料（港湾工事標準図表）」
（大阪港湾局資料、令和５年４月）

図 2.3.4　潮位関係図

2.3.4　動物、植物、水生生物

(1)　貴重種の生息・生育状況

「大阪府レッドリスト 2014」（大阪府、平成 26 年 10 月）によると、事業計画地の周辺では、南港野鳥園・夢洲及び淀川汽水域において、希少な野生生物が生息し、種の多様性が高い地域である生物多様性ホットスポットのＡランクに指定されている。

「大阪の生物多様性ホットスポットー多様な生き物たちに会える場所ー」（大阪府、平成 28 年）によると、夢洲や南港野鳥園周辺では、貴重な生態系として干潟・河川汽水域と代替裸地・草地（埋立地）があり、貴重な生物としては、水鳥のコアジサシやシロチドリ等、猛禽類のチュウヒやハイイロチュウヒ等、干潟生物としてウスコミミガイ、ウチワゴカイ、フジテガニ等の記録がある。生物多様性ホットスポットの位置は、図 2.3.5 に示すとおりである。

(2)　自然環境保全地域・保護区の指定状況

事業計画地及びその周辺に自然環境保全地域はない。

「令和４年度大阪府鳥獣保護区等位置図」（大阪府、令和４年 10 月）によると、事業計画地を含む大阪湾は沿岸部の広域が特定猟具使用禁止区域（銃）に、周辺では淀川が鳥獣保護区に指定されている。鳥獣保護区等の指定状況は、図 2.3.5 に示すとおりである。

2.3.5　レクリエーション資源

事業計画地及びその周辺の主なレクリエーション資源としては、都市公園やスポーツ施設、野外活動施設、眺望のよいビューポイント等が挙げられる。事業計画地及びその周辺のレクリエーション資源の分布状況は、図 2.3.6 に示すとおりである。

此花区、港区及び住之江区における都市公園の数、面積は、表 2.3.2 に示すとおりである。

事業計画地及びその周辺では、舞洲には緑地公園の他、スポーツ施設等が、咲洲には野鳥園、魚つり園護岸等のレクリエーション施設がある。

表 2.3.2　都市公園の数、面積等

行政区	人口(人)	市営公園（ヵ所）	国営・府営公園（ヵ所）	公園数合計（ヵ所）	公園面積（m^2）
此花区	64,293	41	－	41	213,918
港　区	79,623	31	－	31	266,694
住之江区	117,250	51	2	53	666,060
大阪市全体	2,760,091	992	4	996	9,612,706

（注）人口は令和５年４月１日現在の大阪市都市計画局調べ「大阪市の推計人口」による。
出典：「大阪市都市公園一覧表」（大阪市建設局、令和５年４月）

図 2.3.5　生物多様性ホットスポット・鳥獣保護区等の指定状況

図 2.3.6　レクリエーション資源の分布状況

2.4　社会的文化的環境の概況

2.4.1　文化財の分布状況

事業計画地周辺の文化財の分布状況は、表 2.4.1、表 2.4.2 及び図 2.4.1 に示すとおりであり、事業計画地のある夢洲には、国、大阪府及び大阪市が指定している史跡、名勝、有形文化財、天然記念物等は存在しない。

表 2.4.1　事業計画地周辺の文化財

行政区	指定等	分　野	名　称	所有者	文化財所在地 (管理者)
此花区	国	有形文化財	鴉宮 本殿 拝殿 中門及び透塀	鴉宮	此花区伝法
	国	有形文化財	鴉宮稲荷社（旧本殿）	鴉宮	此花区伝法
	国	有形文化財	鴻池組旧本店洋館	（株）鴻池組	此花区伝法
	国	有形文化財	鴻池組旧本店和館	（株）鴻池組	此花区伝法
	市	有形文化財	木造 千手観音菩薩立像	西念寺	此花区伝法
	市	無形民俗文化財	正蓮寺の川施餓鬼	伝法の川施餓鬼奉賛会	此花区伝法
住之江区	国	重要文化財	太刀 銘;長光	個人	住之江区粉浜
	国	重要無形文化財 各個指定	人形浄瑠璃文楽人形 桐竹勘十郎	桐竹勘十郎	住之江区
	府	府無形民俗 文化財記録選択	天神祭のどんどこ船行事	どんどこ船講	住之江区平林
	市	有形文化財	旧加賀屋新田会所 鳳凰亭 書院 居宅	大阪市(建設局)	住之江区南加賀屋
	市	有形文化財	木造 一字金輪三尊坐像	西願寺	住之江区粉浜
	市	有形文化財	市電 501 型 528 号車輌	大阪市(交通局)	住之江区緑木
	市	有形文化財	市電 11 型 30 号車輌	大阪市(交通局)	住之江区緑木
	市	有形文化財	市電散水車 25 号車輌	大阪市(交通局)	住之江区緑木
	市	有形文化財	市電 1601 型 1644 号車輌	大阪市(交通局)	住之江区緑木
	市	有形文化財	地下鉄 100 型 105 号車輌	大阪市(交通局)	住之江区緑木
	市	有形文化財	市電 801 型 801 号車他	大阪市(交通局)	住之江区緑木ほか
	市	有形文化財	民有地図	大阪市(建設局)	住之江区南港北
	市	有形文化財	祐貞寺真宗関係史料	祐貞寺	住之江区北島
	市	史　跡	加賀屋新田会所跡	大阪市(建設局)	住之江区南加賀屋

出典：大阪府教育庁ホームページ「大阪府内指定文化財一覧表」（令和５年５月閲覧）

表 2.4.2　大阪市顕彰碑

行政区	番　号	名　称	所在地
此花区	－	八州軒の跡	此花区春日出南 1－3（春日出公園内）
	－	大阪鉄工所跡	此花区西九条 7－2（春日出橋南詰西）
	－	日本鋳鋼所跡	此花区伝法 3－13（伝法小学校内）
	A	汽車製造跡	此花区島屋 4-1（安治川北公園内）
港　区	－	市岡新田会所跡	港区波除 5－12（波除公園内）
	B	天保山跡	港区築港 3-2（天保山公園内）
	C	天保山台場跡	港区築港 3-2（天保山公園内）
	－	波除山跡	港区弁天町 5－12（弁天東公園内）
	－	市岡パラダイス跡	港区磯路 3－9（オリックスドライビングスクール弁天町前）
	D	築港大潮湯跡	港区築港 2-6（築二住宅前）
住之江区	－	加賀屋新田会所跡	住之江区南加賀屋 4－8（加賀屋緑地内）
	－	霰松原	住之江区安立 2－11（霰松原公園内）
	－	住吉高灯籠	住之江区浜口西 1－6

（注）１．表中番号は図中番号と一致する。
　　２．表中番号の「－」は図の範囲外であることを示す。
出典：大阪市教育委員会ホームページ「大阪市顕彰史跡」（令和５年５月閲覧）

2.4.2　埋蔵文化財包蔵地

事業計画地及びその周辺は近年の埋立により造成された土地であり、埋蔵文化財包蔵地はない。

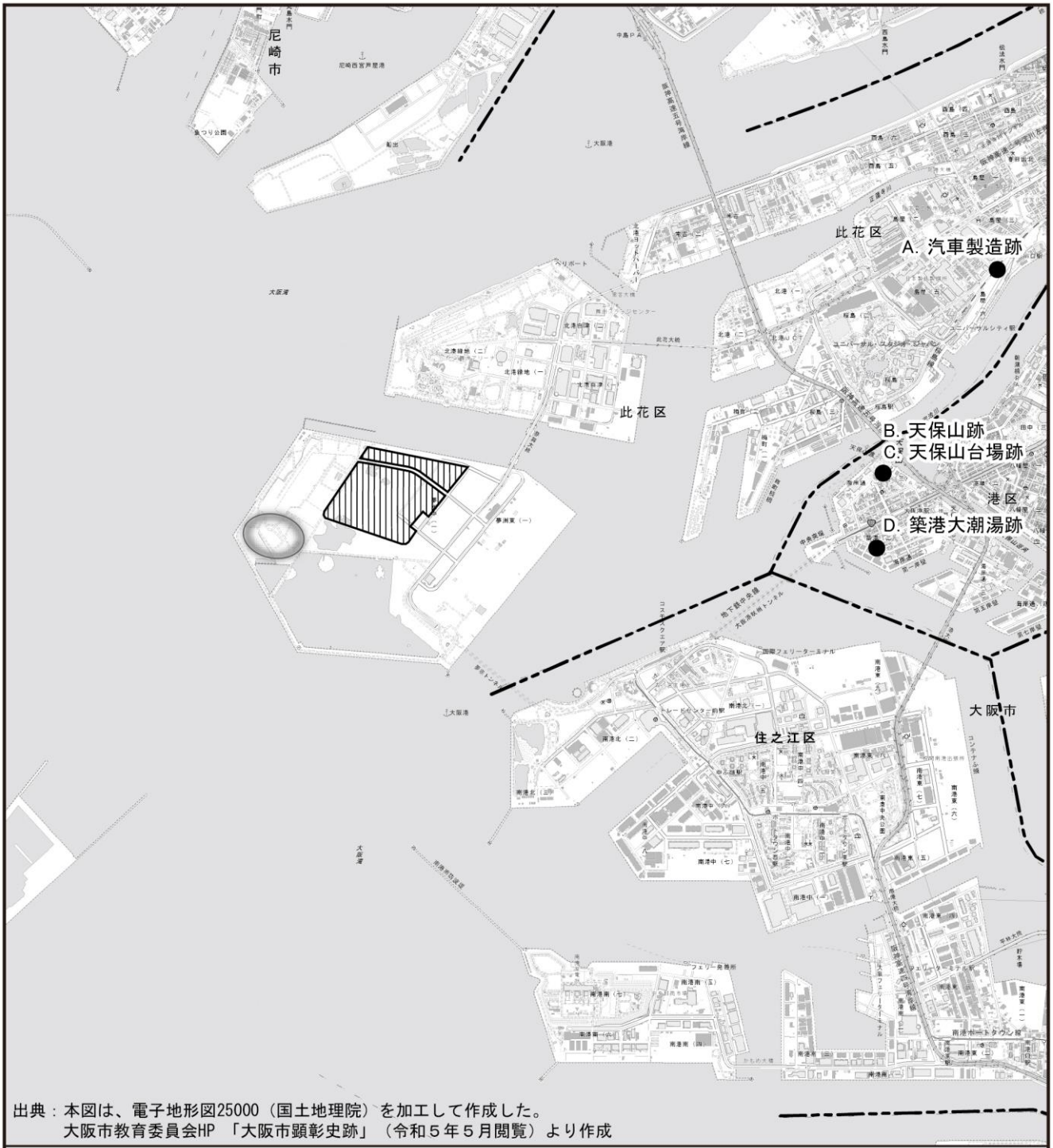

図 2.4.1　文化財の分布状況

2.5 環境基準等

2.5.1 「環境基本法」に基づく環境基準

(1) 大気の汚染に係る環境基準

大気の汚染に係る環境基準は、表 2.5.1 に示すとおりであり、二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、二酸化窒素、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン及び微小粒子状物質の 10 項目について定められている。

表 2.5.1 大気の汚染に係る環境基準

物　　質	環境上の条件
二酸化いおう（SO_2）	１時間値の１日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、１時間値が 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素（CO）	１時間値の１日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、１時間値の８時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質（SPM）	１時間値の１日平均値が 0.10mg/m^3 以下であり、かつ、１時間値が 0.20mg/m^3 以下であること。
光化学オキシダント（Ox）	１時間値が 0.06ppm 以下であること。
二酸化窒素（NO_2）	１時間値の１日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
ベンゼン	１年平均値が 0.003mg/m^3 以下であること
トリクロロエチレン	１年平均値が 0.13mg/m^3 以下であること。
テトラクロロエチレン	１年平均値が 0.2mg/m^3 以下であること。
ジクロロメタン	１年平均値が 0.15mg/m^3 以下であること。
微小粒子状物質（PM2.5）	１年平均値が 15μg/m^3 以下であり、かつ、１日平均値が 35μg/m^3 以下であること。

備考

１　環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

２　浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10μm 以下のものをいう。

３　光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

４　二酸化窒素について、１時間値の１日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において、現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。

５　ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

６　微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5μm の粒子を 50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

出典：「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和４８年５月８日環境庁告示第２５号）
「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和５３年７月１１日環境庁告示第３８号）
「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成９年２月４日環境庁告示第４号）
「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成２１年９月９日環境省告示第３３号）

表 2.5.2　環境基準の評価方法

物　　質	評　　価　　方　　法	
二酸化いおう 一酸化炭素 浮遊粒子状物質 光化学オキシダント	短期的評価	連続して又は随時に行った測定結果により、測定を行った日又は時間について環境基準の評価を行うものとする。 なお、１日平均値の評価にあたっては、１時間値の欠測（評価対象としない測定値を含む。）が１日（24 時間）のうち４時間を超える場合には、評価の対象としないものとする。
二酸化いおう 一酸化炭素 浮遊粒子状物質	長期的評価	年間にわたる１日平均値である測定値（評価対象としない測定値は除く。）につき、測定値の高い方から２％の範囲にあるもの（365 日分の測定値がある場合は７日分の測定値）を除外して評価を行うものとする。ただし、１日平均値につき環境基準を超える日が２日以上連続した場合には、このような取扱いは行わないこととして、その評価を行うものとする。
二酸化窒素	98 パーセント値評価	年間における１日平均値のうち、低い方から 98％に相当するもの（以下「１日平均値の年間 98％値」という。）が 0.06ppm 以下の場合は環境基準が達成され、１日平均値の年間 98％値が 0.06ppm を超える場合には達成されていないものと評価する。 ただし、１日平均値の年間 98％値の算定にあたっては、１時間値の欠測が４時間を超える測定日の１日平均値は､用いないものとする。
微小粒子状物質	短期基準による評価	測定結果（１日平均値）の年間 98 パーセンタイル値を日平均値の代表値として選択し、評価を行うものとする。
	長期基準による評価	測定結果（１日平均値）の１年平均値について評価を行うものとする。
ベンゼン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン ジクロロメタン	年平均値評価	同一地点における１年平均値と認められる値との比較によってその評価を行うものとする。

出典：「大気汚染に係る環境基準について」（環境庁大気保全局長通知（昭和４８年６月１２日環大企第１４３号））
「二酸化窒素に係る環境基準の改定について」（環境庁大気保全局長通知（昭和５３年７月１７日環大企第２６２号））
「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について（通知）」（環境省水・大気環境局長通知（平成２１年９月９日環水大総発第０９０９０９００１号）
「ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンによる大気の汚染に係る環境基準について」（平成９年２月１２日環大企３７号））

(2) 水質汚濁に係る環境基準

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準のうち、人の健康の保護に関する環境基準は表 2.5.3 に、生活環境の保全に関する環境基準（海域）は表 2.5.4 にそれぞれ示すとおりである。

人の健康の保護に関する環境基準は、全公共用水域（ただし、ふっ素及びほう素については海域を除く）についてカドミウム、全シアン、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB 等の 27 項目について定められている。

生活環境の保全に関する環境基準は、河川、湖沼及び海域ごとに利水目的等に応じた水域類型を設け、水素イオン濃度、化学的酸素要求量、溶存酸素量等について定められている。

表 2.5.3　人の健康の保護に関する環境基準

項　目	基準値	項　目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
鉛	0.01　mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.02　mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
砒素	0.01　mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
PCB	検出されないこと。	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02　mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10　mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	ふっ素	0.8　mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1　mg/L 以下	ほう素	1　mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04　mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1　mg/L 以下		

備考

1　基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2　「検出されないこと」とは、項目ごとに定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3　海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

4　硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和４６年１２月２８日環境庁告示第５９号）

表 2.5.4(1)　生活環境の保全に関する環境基準（海域）

ア

項目／類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度(pH)	化学的酸素要求量(COD)	溶 存酸素量(DO)	大腸菌数	n-ヘキサン抽出物質(油分等)
A	水産１級 水浴 自然環境保全及びＢ以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/100ml 以下	検出されないこと。
B	水産２級 工業用水及びＣの欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	－	検出されないこと。
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	－	－

備考
1　自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数 20CFU/100ml 以下とする。
2　大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位(Colony Forming Unit)）/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。
(注)
1　自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2　水産１種：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産２級の水産生物用
　水産２種：ボラ、ノリ等の水産生物用
3　環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目／類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
Ⅰ	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの(水産２種及び３種を除く。)	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
Ⅱ	水産１種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの(水産２種及び３種を除く。)	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅲ	水産２種及びⅣの欄に掲げるもの(水産３種を除く。)	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅳ	水産３種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下

備考
1　基準値は、年間平均値とする。
2　水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。
(注)
1　自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2　水産１種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
　水産２種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
　水産３種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
3　生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」

表 2.5.4(2)　生活環境の保全に関する環境基準（海域）

ウ

項目／類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物Ａ	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特Ａ	生物Ａの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

エ

項目／類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物１	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全･再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上
生物２	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全･再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上
生物３	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全･再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上
備考 １　基準値は、日間平均値とする。 ２　底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。		

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」

(3) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表 2.5.5 に示すとおりである。

表 2.5.5 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項　目	基準値	項　目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1　mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
鉛	0.01　mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.02　mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
砒素	0.01　mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003mg/L 以下
PCB	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02　mg/L 以下	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10　mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	ふっ素	0.8　mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1　mg/L 以下	ほう素	1　mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04　mg/L 以下	1,4－ジオキサン	0.05 mg/L 以下

備考

1　基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2　「検出されないこと」とは、項目ごとに定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3　硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

4　1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成９年３月１３日環境庁告示第１０号）

(4) 土壌汚染に係る環境基準

土壌の汚染に係る環境基準は、表 2.5.6 に示すとおりである。

表 2.5.6 土壌の汚染に係る環境基準

項　　目	環境上の条件
カドミウム	検液１L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米１kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液１L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液１L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液１L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌１kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液１L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌１kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液１L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液１L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液１L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液１L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液１L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液１L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液１L につき１mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液１L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液１L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液１L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液１L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液１L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液１L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液１L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液１L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液１L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液１L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液１L につき１mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液１L につき 0.05mg 以下であること。

備考

１　環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては定められた方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

２　カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水１L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び１mg を超えていない場合には、それぞれ検液１L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び３mg とする。

３　「検液中に検出されないこと」とは、項目ごとに定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

４　有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

５　1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格Ｋ0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格Ｋ0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典：「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成３年８月２３日環境庁告示第４６号）

(5) 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準は表 2.5.7 に、大阪市における地域の類型ごとに当てはめる地域の指定は表 2.5.8 に示すとおりである。

表 2.5.7 騒音に係る環境基準

【道路に面する地域以外の地域】

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
ＡＡ	50 デシベル以下	40 デシベル以下
Ａ及びＢ	55 デシベル以下	45 デシベル以下
Ｃ	60 デシベル以下	50 デシベル以下

(注)
1　時間の区分は、昼間を午前６時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前６時までの間とする。
2　ＡＡを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
3　Ａを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
4　Ｂを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
5　Ｃを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、道路に面する地域については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

【道路に面する地域】

地域の区分	基準値	
	昼間 (午前６時～ 午後 10 時)	夜間 (午後 10 時～ 翌日の午前６時)
Ａ地域のうち２車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
Ｂ地域のうち２車線以上の車線を有する道路に面する地域及びＣ地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考
　車線とは、１縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

【特 例】

基準値	
昼間(午前６時～午後 10 時)	夜間(午後 10 時～翌日の午前６時)
70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考
　個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成１０年９月３０日環境庁告示第６４号）

表 2.5.8 地域の類型ごとに当てはめる地域の指定

地域の類型	該当地域
A	都市計画法(昭和４３年法律第１００号)第２章の規定により定められた第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
B	都市計画法第２章の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
C	都市計画法第２章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

出典：「環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定」（平成２２年１０月１日大阪市告示第１１２４号）

(6) ダイオキシン類に係る環境基準

「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成１１年７月１６日法律第１０５号）第７条の規定に基づく、ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準は、表 2.5.9 に示すとおりである。

表 2.5.9　ダイオキシン類に係る環境基準

媒　　体	基準値
大　気	0.6pg-TEQ/m^3以下
水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土　壌	1,000pg-TEQ/g 以下

備考
1　基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
2　大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
3　土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフタンデム質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に２を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値を項目ごとに定められた方法により測定した値とみなす。
4　土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合（簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に２を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。

（注）１．大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
２．水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
３．水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
４．土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成１１年１２月２７日環境庁告示第６８号）

2.5.2　環境保全関係法令等

(1)　環境保全に係る条例等

大阪市では、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに本市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が安全で健康かつ快適な生活を営むことのできる良好な都市の環境を確保することを目的に「大阪市環境基本条例」（平成７年３月１６日大阪市条例第２４号）を制定している。

また、大阪府では、環境政策を総合的・計画的に推進するための理念や基本方針を定めた「大阪府環境基本条例」（平成６年３月２３日大阪府条例第５号）を制定し、その理念にのっとり、公害の防止に関する規制の措置等を定めた「大阪府生活環境の保全等に関する条例」（平成６年３月２３日大阪府条例第６号）を制定している。

(2)　大気汚染に係る規制

(a)　工場・事業場に係る規制

「大気汚染防止法」（昭和４３年６月１０日法律第９７号）では、固定発生源（工場や事業場）から排出又は飛散する大気汚染物質について、物質の種類ごと、施設の種類・規模ごとに排出基準等が定められている。規制項目としては、ばい煙の排出規制、揮発性有機化合物の排出抑制、粉じんの排出規制がある。これらの施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。また、一般粉じん発生施設については構造、使用、管理に関する基準、特定粉じん発生施設については工場・事業場の敷地境界線における大気中の濃度の基準とともに、それぞれの施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、ばい煙（ばいじん、有害物質、揮発性有機化合物）及び粉じん（一般粉じん、特定粉じん）を規制物質として定めており、排出基準、設備・構造・使用・管理基準、原料使用基準等の基準とともに、これらの施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。

(b)　建設作業に係る規制

「大気汚染防止法」では、特定粉じん排出等作業（吹付け石綿等を使用した建築物の解体･改造･補修作業）について、作業基準とともに、作業の実施の際の届出について定められている。

大阪府では、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」において、アスベスト等が使用されている建築物等の解体・改造・補修作業に対する事前調査、届出、作業の基準等が定められている。

(c)　自動車排出ガスに係る規制

「大気汚染防止法」では、「自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度」（平成７年１０月２日環境庁告示第６４号)により、自動車燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度が定められている。また、自動車排出ガスにより道路の部分及びその周辺の区域に係る大気の汚染が環境省令で定める限度を超えている

と認められるときは、都道府県公安委員会に対し、道路交通法（昭和３５年６月２５日法律第１０５号）の規定による措置を執るべきことを要請することができるとしている。

「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（平成４年６月３日法律第７０号）（以下「自動車 NOx 法」という。）では、自動車の交通が集中している地域で二酸化窒素に係る環境基準の確保が困難と認められる地域を特定地域（対象地域）として定めている。さらに、大都市地域における窒素酸化物（NOx）による大気汚染が依然として深刻な状況にあり、また、粒子状物質（PM）による浮遊粒子状物質の環境基準の達成状況も低いことから、平成 13 年６月に自動車 NOx 法が改正され、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（自動車 NOx・PM 法）が制定された。自動車 NOx・PM 法では、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の総量削減計画、車種規制、事業者排出抑制対策が行われている。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、大阪府内の 37 市町の対策地域を発地又は着地として、「対象自動車(トラックやバス等)」で荷物の積卸し、人の乗り降りや作業などを伴う場合は、「車種規制適合車又は経過措置対象車」を使用しなければならないと定められており、いわゆる流入車規制が行われている。

大阪市では、自動車排出ガス対策として、道路管理者との連携のもと交通流の円滑化等の交通環境対策や、次世代自動車等の更なる普及促進を推進している。

(3) 水質汚濁に係る規制

(a) 公共用水域に係る規制

「水質汚濁防止法」（昭和４５年１２月２５日法律第１３８号）では、特定施設について、排水基準とともに、施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。

「瀬戸内海環境保全特別措置法」（昭和４８年１０月２日法律第１１０号）では、特定施設を設置する工場・事業場から公共用水域に排出される排出水の１日あたりの最大量が 50m^3 以上である場合、「水質汚濁防止法」において規定されている指定項目（化学的酸素要求量等）で表示した汚濁負荷量に係る総量規制基準の適用とともに、施設の設置、構造等の変更を行う際に許可が必要となることが定められている。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、届出施設を設置する工場・事業場について、排水基準とともに、施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。

(b) 地下水の水質に係る規制

「水質汚濁防止法」では、有害物質使用特定施設を設置する工場・事業場に対して、有害物質を含む汚水の地下浸透を禁止している。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、届出施設を設置する工場・事業場に対して、有害物質を含む汚水の地下浸透を禁止している。

(4) 土壌汚染に係る規制

「土壌汚染対策法」（平成１４年５月２９日法律第５３号）では、特定有害物質（鉛、砒素等 26 物質）による汚染状態が基準に適合しない土地を所有する者等に対して、汚染の除去、拡散の防止、その他必要な措置を講じることとしている。

大阪府では、「土壌汚染対策法」に加えて府域の土壌汚染に対応し、土壌汚染による府民の健康影響を防止するため、土壌汚染に関する規制等の規定を追加した「大阪府生活環境の保全等に関する条例」を平成 16 年１月に施行している。調査対象物質として土壌汚染対策法の特定有害物質にダイオキシン類を追加し、これらを合わせて管理有害物質としている。管理有害物質及び基準値は、表 2.5.10 示すとおりである。

表 2.5.10　管理有害物質及び基準値

分　類			項　目	含有量基準 (指定基準) 〔mg/kg〕	溶出量基準 (指定基準) 〔mg/L〕	第二溶出量 基準 〔mg/L〕
管理有害物質(大阪府生活環境の保全等に関する条例)	特定有害物質(土壌汚染対策法)	揮発性有機化合物 （第１種特定有害物質）	クロロエチレン	－	0.002 以下	0.02 以下
			四塩化炭素	－	0.002 以下	0.02 以下
			1,2-ジクロロエタン	－	0.004 以下	0.04 以下
			1,1-ジクロロエチレン	－	0.1 以下	1 以下
			1,2-ジクロロエチレン	－	0.04 以下	0.4 以下
			1,3-ジクロロプロペン	－	0.002 以下	0.02 以下
			ジクロロメタン	－	0.02 以下	0.2 以下
			テトラクロロエチレン	－	0.01 以下	0.1 以下
			1,1,1-トリクロロエタン	－	1 以下	3 以下
			1,1,2-トリクロロエタン	－	0.006 以下	0.06 以下
			トリクロロエチレン	－	0.01 以下	0.1 以下
			ベンゼン	－	0.01 以下	0.1 以下
		重金属等 （第２種特定有害物質）	カドミウム及びその化合物	カドミウム 45 以下	カドミウム 0.003 以下	カドミウム 0.09 以下
			六価クロム化合物	六価クロム 250 以下	六価クロム 0.05 以下	六価クロム 1.5 以下
			シアン化合物	遊離シアン 50 以下	シアンが検出 されないこと	シアン 1 以下
			水銀及びその化合物	水銀 15 以下	水銀 0.0005 以下	水銀 0.005 以下
			うちアルキル水銀		検出されないこと	検出されないこと
			セレン及びその化合物	セレン 150 以下	セレン 0.01 以下	セレン 0.3 以下
			鉛及びその化合物	鉛 150 以下	鉛 0.01 以下	鉛 0.3 以下
			砒素及びその化合物	砒素 150 以下	砒素 0.01 以下	砒素 0.3 以下
			ふっ素及びその化合物	ふっ素 4000 以下	ふっ素 0.8 以下	ふっ素 24 以下
			ほう素及びその化合物	ほう素 4000 以下	ほう素 1 以下	ほう素 30 以下
		農薬等 （第３種特定有害物質）	シマジン	－	0.003 以下	0.03 以下
			チオベンカルブ	－	0.02 以下	0.2 以下
			チウラム	－	0.006 以下	0.06 以下
			PCB	－	検出されないこと	0.003 以下
			有機りん化合物	－	検出されないこと	1 以下
	ダイオキシン類			1000pg-TEQ/g 以下	－	－

（注）
mg/kg（土壌１キログラムにつきミリグラム）、mg/L（検液１リットルにつきミリグラム）、
pg-TEQ/g（土壌１ｇにつきピコグラム〔2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン毒性換算値〕）

出典：「土壌汚染対策法施行規則」（平成１４年１２月２６日環境省令第２９号）
「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成６年１０月２６日大阪府規則第８１号）

(5) 騒音に係る規制

(a) 工場・事業場に係る規制

「騒音規制法」（昭和４３年６月１０日法律第９８号）では、金属加工機械、空気圧縮機及び送風機などの特定施設を設置する工場・事業場について、表 2.5.11 に示す規制基準とともに、施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、工場・事業場（特定施設を設置するものを除く。）について、表 2.5.11 に示す規制基準とともに、金属加工機械、圧縮機及び送風機などの届出施設を設置する際に届出が必要となることが定められている。

事業計画地及び周辺の区域区分は、第三種区域に指定されている。

表 2.5.11　騒音規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく規制基準

（単位：デシベル）

区域の区分＼時間の区分		朝 午前６時から午前８時まで	昼 間 午前８時から午後６時まで	夕 午後６時から午後９時まで	夜 間 午後９時から翌日の午前６時まで
第一種区域		45	50	45	40
第二種区域		50	55	50	45
第三種区域		60	65	60	55
第四種区域	既設の学校、保育所等の周囲 50 メートルの区域及び第二種区域の境界線から 15 メートル以内の区域	60	65	60	55
	その他の区域	65	70	65	60

（注）
1　測定場所は、工場又は事業場の敷地境界線上とする。ただし、敷地境界線上において測定することが適当でないと認められる場合は、敷地境界線以遠の任意の地点において測定することができるものとする。
2　区域の区分は、以下に示すとおりである（大阪市では第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、田園住居地域の指定はない）。
　第一種区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び田園住居地域
　第二種区域：第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域、並びに用途地域の指定のない地域（工業用の埋立地を除く。）のうち第四種区域に該当する地域以外の地域
　第三種区域：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域のうち第四種区域に該当する地域以外の地域
　第四種区域：工業地域及び知事が公示して指定する地域
3　「既設の学校、保育所等」とは、学校、保育所、病院及び収用施設を有する診療所であって、昭和 45 年４月１日において既に設置されているもの（同日において既に着工されているものを含む。）並びに幼保連携型認定こども園（当該幼保連携型認定こども園の設置の日の前日において現に学校教育法第一条に規定する幼稚園（以下「幼稚園」という。）又は保育所（昭和 45 年４月１日において既に設置されているもの（同日において既に着工されているものを含む。）に限る。）であるものが廃止され、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において設置されているものに限る。）をいう。
4　この表は建設工事に伴って発生する騒音並びに航空機騒音及び鉄軌道の運行に伴って発生する騒音については適用しないものとする。

出典：「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」（昭和４３年１１月２７日厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第１号）
「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」
「騒音規制法第３条第１項の規定に基づく規制地域」（昭和６１年４月１日大阪市告示第２４６号）
「騒音規制法第４条第１項の規定に基づく規制基準」（昭和６１年１月１日大阪市告示第２４７号）

(b) 建設作業に係る規制

「騒音規制法」では、くい打機、くい抜機及びバックホウを使用する作業などの特定建設作業について、表 2.5.12 に示す規制基準とともに、作業の実施の際の届出について定められている。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、「騒音規制法」に定める特定建設作業の他、コンクリートカッターを使用する作業等についても特定建設作業と定め、これらの作業について、表 2.5.12 に示す規制基準とともに、作業の実施の際の届出について定められている。

表 2.5.12 騒音規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例による特定建設作業の規制基準

特定建設作業の種類	敷地境界上における基準値	作業禁止時間		1日における延作業時間		同一場所における作業期間		作業禁止日
		1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	
1. くい打機（もんけんを除く）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く）	85デシベル	19時～翌日の7時	22時～翌日の6時	10時間以内	14時間以内	連続6日以内		日曜日及び休日
2. びょう打機を使用する作業								
3. さく岩機を使用する作業*								
4. 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が 15 キロワット以上のものに限る）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く）								
5. コンクリートプラント（混練機の混練容量が 0.45 ㎥以上のものに限る）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が 200 ㎏以上のものに限る）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く）								
6. バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 80 キロワット以上のものに限る）を使用する作業								
7. トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70 キロワット以上のものに限る）を使用する作業								
8. ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40 キロワット以上のものに限る）を使用する作業								
9. 6､7 又は 8 に規定する作業以外のショベル系掘削機械（アタッチメントをスケルトンバケットに換装したものを含み、原動機の定格出力が 20 キロワットを超えるものに限る）、トラクターショベル又はブルドーザーを使用する作業								
10. コンクリートカッターを使用する作業*								
11. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業								

（注）
1 ＊は、作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限ることを示す。
2 第1号区域とは、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、及び用途地域の指定のない地域（工業用の埋立地を除く。）のうち第2号区域に該当する地域以外の地域、並びに工業地域及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」第53号第2号に掲げる地域のうち学校、保育所、病院、収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 80 メートルの区域内の地域を示す。
3 第2号区域とは、工業地域及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」第53号第2号に掲げる地域のうち第1号区域に該当する地域以外の地域を示す。
4 災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合等には、作業時間等の適用除外が設けられている。

出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年11月27日厚生省・建設省告示第1号）
「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」
「騒音規制法第3条第1項の規定に基づく規制地域」
「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第1号の規定に基づく区域」（昭和61年4月1日大阪市告示第248号）

(c) 自動車騒音に係る規制

「騒音規制法」では、自動車騒音に係る許容限度が定められており、市町村長は、自動車騒音が表 2.5.13 に示す限度を超えていることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、都道府県公安委員会に対し、「道路交通法」の規定による措置を執るべきことを要請するものとしている。さらに、道路管理者又は関係行政機関の長に、道路構造の改善その他の自動車騒音の低減に資する事項について意見を述べることができるとしている。

表 2.5.13 騒音規制法に基づく自動車騒音の限度

時間の区分 / 区域の区分	昼 間 (午前6時～ 午後 10 時)	夜 間 (午後 10 時～ 翌日の午前6時)
a 区域及びb 区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

(注)
1 区域の区分は、以下に示すとおりである。
a 区域：第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
b 区域：第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに用途地域の指定のない地域
c 区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域
2 上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域（2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20mまでの範囲をいう。）に係る限度は上表にかかわらず、昼間においては 75 デシベル、夜間においては 70 デシベルとする。

出典：「騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成１２年総理府令第１５号）
「騒音規制法第１７条第１項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令別表備考に基づく区域」（平成１２年３月２４日大阪市告示第２７７号）

(d) その他の規制

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、商業宣伝を目的とした拡声機の使用の制限、深夜における音響機器（カラオケ）の使用の制限及び深夜における営業等の制限について、規制の措置が定められている。

(6) 振動に係る規制

(a) 工場・事業場に係る規制

「振動規制法」（昭和５１年６月１０日法律第６４号）では、金属加工機械及び圧縮機などの特定施設を設置する工場・事業場について、表 2.5.14 に示す規制基準とともに、施設の設置の際の届出が必要となることが定められている。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、工場・事業場（特定施設を設置するものを除く。）について、表 2.5.14 に示す規制基準が定められているとともに、金属加工機械及び圧縮機などの届出施設を設置する工場・事業場については、施設の設置の際の届出が必要となることが定められている。

事業計画地及び周辺の区域区分は、第二種区域（Ⅰ）に指定されている。

表 2.5.14　振動規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく規制基準

（単位：デシベル）

時間の区分 ＼ 区域の区分		昼　間 午前６時から 午後９時まで	夜　間 午後９時から 翌日の午前６時まで
第一種区域		60	55
第二種区域（Ⅰ）		65	60
第二種区域(Ⅱ)	既設の学校、保育所等の敷地の周囲 50 メートルの区域及び第一種区域の境界線から 15 メートル以内の地域	65	60
	その他の区域	70	65

（注）
1　測定場所は、原則として工場又は事業場の敷地境界線上とする。
2　区域の区分は、以下に示すとおりである（大阪市では第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、田園住居地域の指定はない）。
　第一種区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域並びに用途地域の指定のない地域のうち第二種区域（Ⅱ）に該当する地域以外の地域
　第二種区域（Ⅰ）：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域のうち第二種区域（Ⅱ）に該当する地域以外の地域
　第二種区域（Ⅱ）：工業地域及び知事が公示して指定する地域
3　「既設の学校、保育所等」とは、学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームであって、昭和 52 年 12 月１日において既に設置されているもの（同日において既に着工されているものを含む。）並びに幼保連携型認定こども園（当該幼保連携型認定こども園の設置の日の前日において現に幼稚園又は保育所（昭和 52 年 12 月１日において既に設置されているもの（同日において既に着工されているものを含む。）に限る。）であるものが廃止され、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において設置されているものに限る。）をいう。
4　この表は、建設工事に伴って発生する振動及び鉄軌道の運行に伴って発生する振動については適用しないものとする。

出典：「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」（昭和５１年１１月１０日環境庁告示第９０号）
「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」
「振動規制法第４条第１項の規定に基づく規制基準」（昭和６１年４月１日大阪市告示第２５１号）

(b) 建設作業に係る規制

「振動規制法」では、くい打機及びくい抜機を使用する作業などの特定建設作業について、表 2.5.15 に示す規制基準とともに、作業の実施の際の届出が必要となることが定められている。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、「振動規制法」に定める特定建設作業の他、ブルドーザー、トラクターショベル又はショベル系掘削機械を使用する作業を特定建設作業と定め、これらの作業について表 2.5.15 に示す規制基準とともに、作業の実施の際の届出が必要となることが定められている。

表 2.5.15 振動規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例による特定建設作業の規制基準

特定建設作業の種類	敷地境界上における基準値	作業禁止時間		1日における延作業時間		同一場所における作業期間		作業禁止日
		1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	
1. くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く)又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く)を使用する作業	75デシベル	19時～翌日の7時	22時～翌日の6時	10時間以内	14時間以内	連続6日以内		日曜日及び休日
2. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業								
3. 舗装版破砕機を使用する作業*								
4. ブレーカー(手持式のものを除く)を使用する作業*								
5. ブルドーザー、トラクターショベル又はショベル系掘削機械（原動機の定格出力が20キロワットを超えるものに限る）を使用する作業								

(注)
1 ＊は、作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限ることを示す。
2 第1号区域とは、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び用途地域の指定のない地域のうち第2号区域に該当する地域以外の地域並びに工業地域及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」第53号第2号に掲げる地域のうち学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80メートルの区域内の地域を示す。
3 2号区域とは、工業地域及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」第53条第2号に掲げる地域のうち第1号区域に該当する地域以外の地域を示す。
4 災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合等には、作業時間等の適用除外が設けられている。

出典：「振動規制法施行規則」（昭和51年11月10日総理府令第58号）
「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成6年10月26日大阪府規則第81号）
「振動規制法第3条第1項の規定に基づく地域」（昭和61年4月1日大阪市告示第250号）
「振動規制法施行規則別表第1付表第1号の規定に基づく区域」（昭和61年4月1日大阪市告示第252号）

(c) 道路交通振動に係る規制

「振動規制法」では、市町村長は、道路交通振動が表 2.5.16 に示す限度を超えていることにより道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、道路管理者に対し道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し、又は都道府県公安委員会に対し「道路交通法」の規定による措置を執るべきことを要請するものとしている。

表 2.5.16　振動規制法に基づく道路交通振動の限度

時間の区分 / 区域の区分	昼　間 （午前６時～午後９時）	夜　間 （午後９時～翌日の午前６時）
第一種区域	65 デシベル	60 デシベル
第二種区域	70 デシベル	65 デシベル

（注）
区域の区分は、以下に示すとおりである。
第一種区域：第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに用途地域の指定のない地域
第二種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

出典：「振動規制法施行規則」（昭和５１年１１月１０日総理府令第５８号）
「振動規制法施行規則別表第２備考１及び２に基づく区域及び時間」（昭和６１年４月１日大阪市告示第２５３号）

(7) 地下水採取に係る規制

「工業用水法」（昭和３１年法律第１４６号）では、工業用水としての地下水の採取について許可等を必要としている。「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和３７年法律第１００号）では、冷暖房設備、水洗便所、洗車設備及び公衆浴場の用に供される建築物用の地下水の採取について許可等を必要としている。

(8) 悪臭に係る規制

大阪市では、「悪臭防止法第３条及び第４条の規定に基づく規制地域及び規制基準」（平成１８年１月２７日大阪市告示第１０３号）で悪臭の規制基準として、敷地境界線における臭気指数 10 を定めている。

(9) 日照阻害に係る規制

大阪市域における日陰による中高層建築物の高さ制限については、「建築基準法」（昭和２５年５月２４日法律第２０１号）及び「大阪市建築基準法施行条例」（平成１２年４月１日大阪市条例第６２号）に基づき、建築物は特定区域の一定範囲において冬至日の真太陽時の一定時間内に、制限時間以上日陰となる部分を生じさせることのないものとしなければならないとしている。

(10) 景観に係る規制

「景観法」（平成１６年６月１８日法律第１１０号）では、景観計画区域内において、建築物の新築等の行為を行う場合は、あらかじめ、行為の種類、場所、設計に関する事項等を景観行政団体の長に届け出なければならないとしている。

大阪市では、景観法及び大阪市都市景観条例に基づき「大阪市景観計画」を策定している。計画では良好な景観形成の実現に向け、市域全域（市域内の地先公有水面を含む）を景観計画区域とし、建築物等の形態意匠について景観形成方針・景観形成基準を定め、地域特性に応じたきめ細やかな景観形成を図ることとしている。

(11) 緑化に係る規制

大阪府では、ヒートアイランド現象の緩和や潤いとやすらぎのある街づくりをめざし、「大阪府自然環境保全条例」（昭和４８年３月３０日大阪府条例第２号）により、一定規模（敷地面積 1,000 m^2）以上の建築物の新築・改築又は増築を行う建築主に対し、規則で定める基準に従い、当該建築物及びその敷地について緑化をしなければならないとしている。

また、大阪市で敷地面積 1,000m^2以上の新築又は増改築を行う場合には、「大阪市みどりのまちづくり条例」（平成２８年大阪市条例第３１号）により、敷地面積の３％以上の緑地を設置することとされ、敷地面積が 1,000m^2未満の建築の場合には、「建築物に付属する緑化等に関する指導要綱」（大阪市、平成２６年４月１日）において、市の定める基準により緑地を設置することとしている。

(12) 地球温暖化等に係る規制

大阪府では、事業活動における温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制対策を促進させるとともに、温暖化対策を含めた総合的な建築物の環境配慮を促進させるなど、各主体が一体となって、地球温暖化及びヒートアイランド現象の防止に取り組み、良好な都市環境の形成を図ることを目的として、「大阪府気候変動対策の推進に関する条例」（平成１７年１０月２８日大阪府条例第１００号）を制定している。なお、同条例では一定規模以上のエネルギー使用事業者（例えば、府内に設定している全ての事業所のエネルギー使用量（原油換算値）が、合計 1,500kL/年以上である事業者）に対する温室効果ガス等の排出抑制に関する対策計画書及び実績報告書の建築物環境計画書並びに工事完了の届出等が必要であることを規定している。

大阪市では、温室効果ガスの排出抑制対策に取り組んでいくための「大阪市地球温暖化対策実行計画〔区域施策編〕」（大阪市、令和３年３月）を策定している。また、ヒートアイランド対策のための「おおさかヒートアイランド対策推進計画」（大阪府・大阪市、平成 27 年３月）を策定し、それぞれ取組みを進めている。